

【素案】

第三次富士川町子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

令和7年〇月

富 士 川 町

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景・趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第2章 町の概況

- 1 人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 2 保育所・幼稚園の状況・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 3 小学校・放課後健全育成・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 4 母子保健等・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

第3章 計画方針

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 3 総合目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 4 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

第4章 基本計画

- 1 すべての子育て家庭を支援する・・・・・・・・・・29
- 2 仕事と家庭生活の両立を支援する・・・・・・・・・・36
- 3 子どもの健やかな成長を支援する・・・・・・・・・・41
- 4 配慮が必要な子どもと家庭を支援する・・・・・・・・46
- 5 子どもの教育環境を充実させる・・・・・・・・・・53
- 6 安心して子育てできる環境をつくる・・・・・・・・59

第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
 - 1) 児童人口の推計・・・・・・・・・・・・・・・・67
 - 2) 教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・・・67
 - 3) 給付制度と教育・保育給付認定、施設等利用給付認定について・・・・68
- 2 教育・保育の量の見込みと確保方策・・・・・・・・70
 - 1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設・・・・70
 - 2) 特定子ども・子育て支援施設等・・・・・・・・72
 - 3) 地域子ども・子育て支援事業・・・・・・・・73

第6章 推進体制

1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・85
2 計画推進の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86

付一資料編

関係条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89
策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91
会議委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・93

第 1 章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

令和6年度をもって「第二次富士川町子ども・子育て支援事業計画」が終了することを受け、令和7年度から令和11年度までの5年間を対象とする「第三次富士川町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

少子化の加速や核家族化、働き方の多様化など、子どもや家庭を取り巻く環境が急速に変化しています。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた社会構造の変化は、地域における子育て支援の課題を一層顕在化させました。こうした背景から、地域全体で子どもたちを支え、安心して生活を送れる環境を整備することが重要となっています。

本計画では、これまでの取り組みを基盤とし、多様なニーズに対応するため、町全体で連携して包括的で切れ目のない支援体制を構築します。そして、子どもたちが健やかに成長し、子育て家庭が希望を持って暮らせる社会の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

町の最上位計画である「富士川町総合計画」との整合性を保持し、地域全体の持続的なまちづくりの一環として策定されています。また、以下の国や県の動向及び町の関連計画との連動を図りながら進められています。

【国の動向】

こども基本法に基づく「こども大綱」は、すべての子どもが健やかに成長できる“こどもまんなか社会”の実現を目指し、以下の基本方針に基づいています。

1. こどもを権利の主体とし、多様な個性を尊重し最善の利益を図る
2. こどもや子育て当事者の視点を尊重し、対話を通じて進める
3. ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供
4. 成育環境を整え、全てのこどもが幸せに成長できる社会づくり
5. 若い世代の生活が安定し、子育てに希望を持てるよう取り組む
6. 関係省庁や地方公共団体、民間団体等との連携の強化

これらに加え、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」など、国の関連法令や計画とも整合性を図っています。

【県の動向】

山梨県の「こども計画」は、こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支えること、はじめの100か月を支える環境の充実、将来に対する希望の形成と実現の支援、困難な状況にあるこども・若者への支援、貧困の解消と連鎖の防止、良好な成育環境の確保を基本方針として掲げています。これらの方針と連携し、地域特性を生かした支援体制を強化しています。

【町の関連計画との連動】

「富士川町地域福祉計画」「富士川町健康増進計画」「富士川町教育振興計画」など、福祉・健康・教育に関する関連計画と密接に連携します。以下の方針を基盤とし、全ての子どもが権利を尊重されながら、健やかに成長できる町づくりを推進します。

- ・子どもの成長と権利を大切にする
- ・子育て当事者が希望を持って安心して暮らせる支援
- ・地域全体で子どもを育む共生社会の推進
- ・ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供

また、これまでの取り組みを発展させ、次世代育成支援や子どもの貧困対策、若者の自立支援など、多様な課題に対応する施策を推進します。

3 計画の期間

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」「子ども・子育て支援法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、計画期間を令和7年度から令和11年度までの5年間の計画とし、令和11年度に5年間の事業の進捗を検証し、計画の見直しを実施します。また、社会情勢の変化等を鑑みながら、計画期間の途中でも柔軟な見直しを検討します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
富士川町	第二次総合計画 前期計画		第二次総合計画 後期計画			第三次総合計画 (策定中)				
	ふじかわ子ども・子育てプラン (第二次子ども・子育て支援事業計画)					ふじかわ子ども・子育てプラン (第三次子ども・子育て支援事業計画)				
	第一次教育振興計画		第二次教育振興計画							
	第2次地域福祉計画		第3次地域福祉計画							
	第2次健康増進計画				健幸プランふじかわ (第3次健康増進計画・第2次自殺対策推進計画)					
	第1次自殺対策推進計画									
山梨県	第二期やまなし子ども・子育て支援プラン					山梨県こども計画（仮称）				

第2章 町の概況

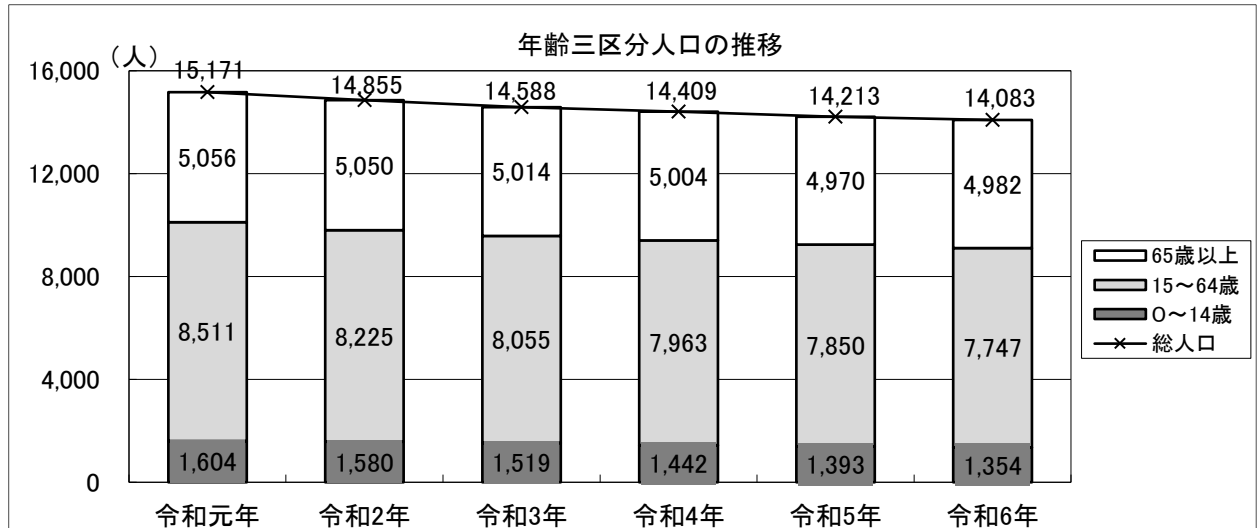
第2章 町の概況

1 人口の推移

1) 人口の推移

総人口は、令和元年の15,000人台から減少で推移し、令和6年までの間に1,000人を超える減少となります。

年齢三区分で見ると、全ての区分で減少傾向となります。

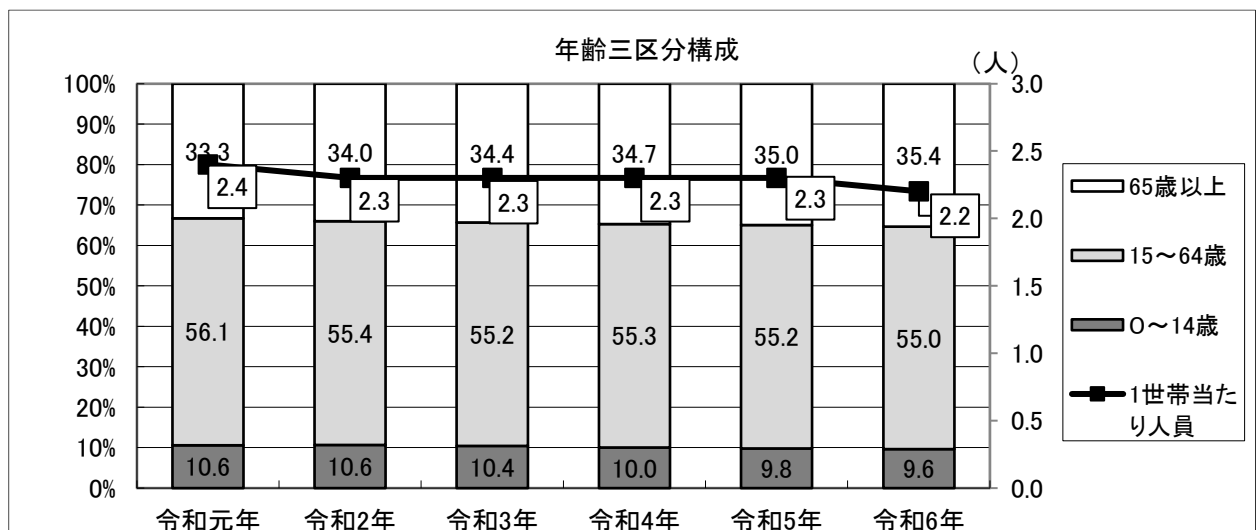


出典：住民基本台帳人口 各年度4月1日現在

2) 年齢三区分別人口割合及び1世帯当たり人員

年齢三区分別人口の構成は、「65歳以上」の構成が増加し、令和6年に35.4%となります。一方、「0～14歳」「15～64歳」の構成比は、共に減少傾向となります。

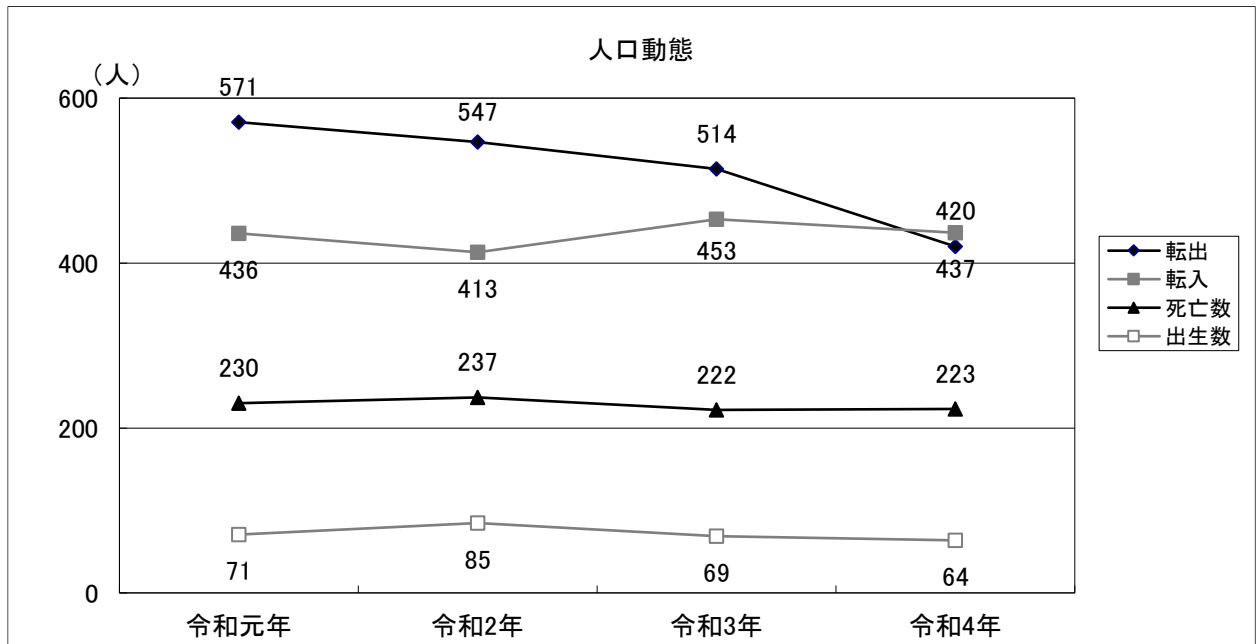
1世帯当たりの人員も、令和元年の2.4人から、令和6年では2.2人と減少しています。



出典：住民基本台帳人口 各年度4月1日現在

3) 人口動態

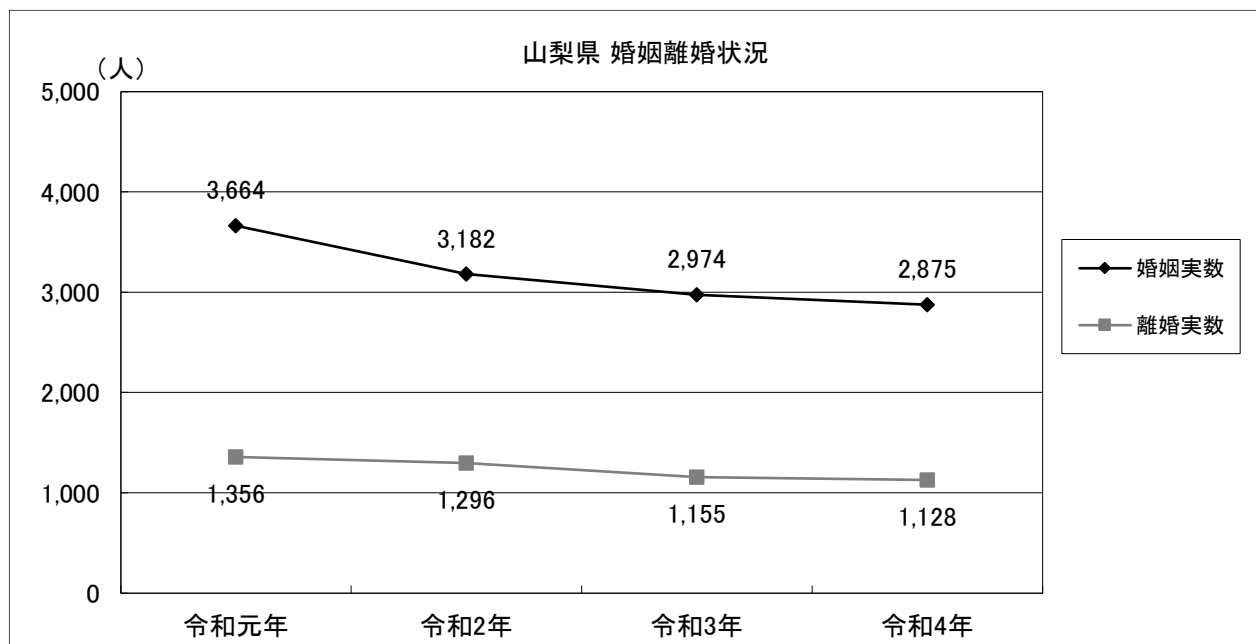
「転入・転出」の社会増減では全体的には転出の方が多く、転入が450件前後の横ばいで推移しています。また、「死亡・出生」の自然増減では、「死亡」が「出生」の3倍を超える自然減での推移となります。



出典：山梨県常住人口調査（社会増減）、山梨県人口動態統計（自然増減）

4) 山梨県 婚姻離婚状況

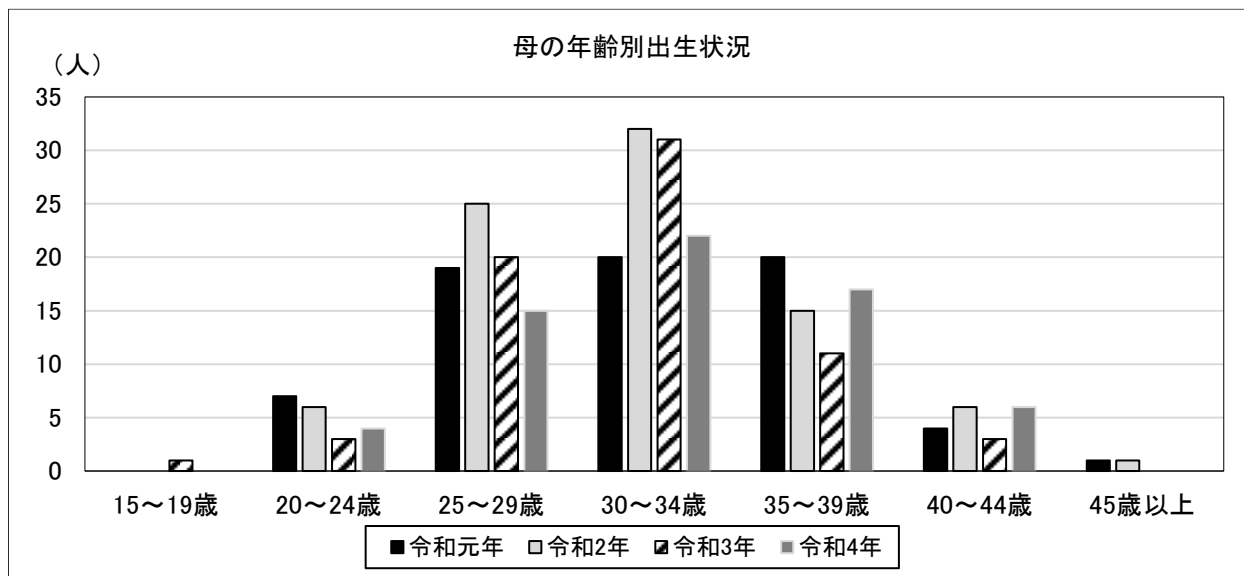
婚姻離婚の状況は、「婚姻」「離婚」共に減少傾向となります。婚姻の令和元年3,664人から令和2年3,182人の減少幅が目立ちます。



出典：山梨県人口動態統計

5) 母の年齢別出生状況

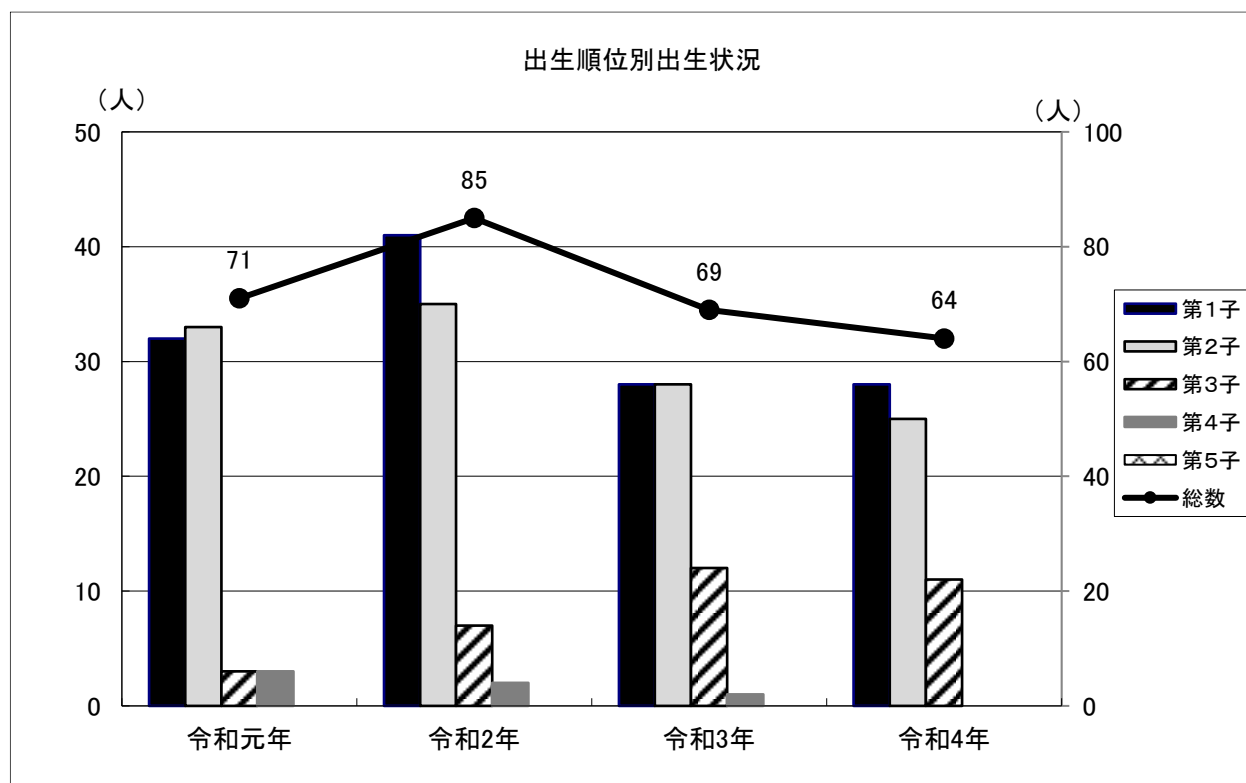
母の年齢別出生状況では、「30～34歳」を中心に「25～39歳」での出生が多くなっています。「15～19歳」及び「45歳以上」での出生も年によっては少数ですが見られます。



出典：山梨県人口動態統計

6) 出生順位別出生状況

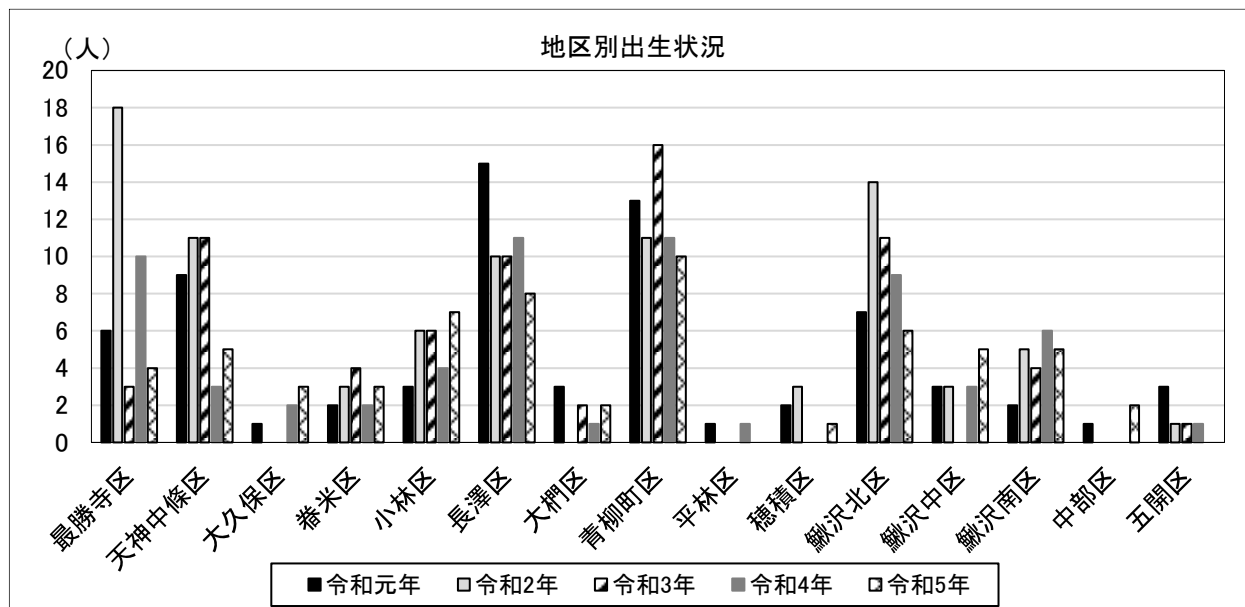
出生順位別出生状況は、年によりばらつきがありますが、毎年第3子までの出生が見られ、年によっては第4子も見られます。



出典：山梨県人口動態統計

7) 地区別出生状況

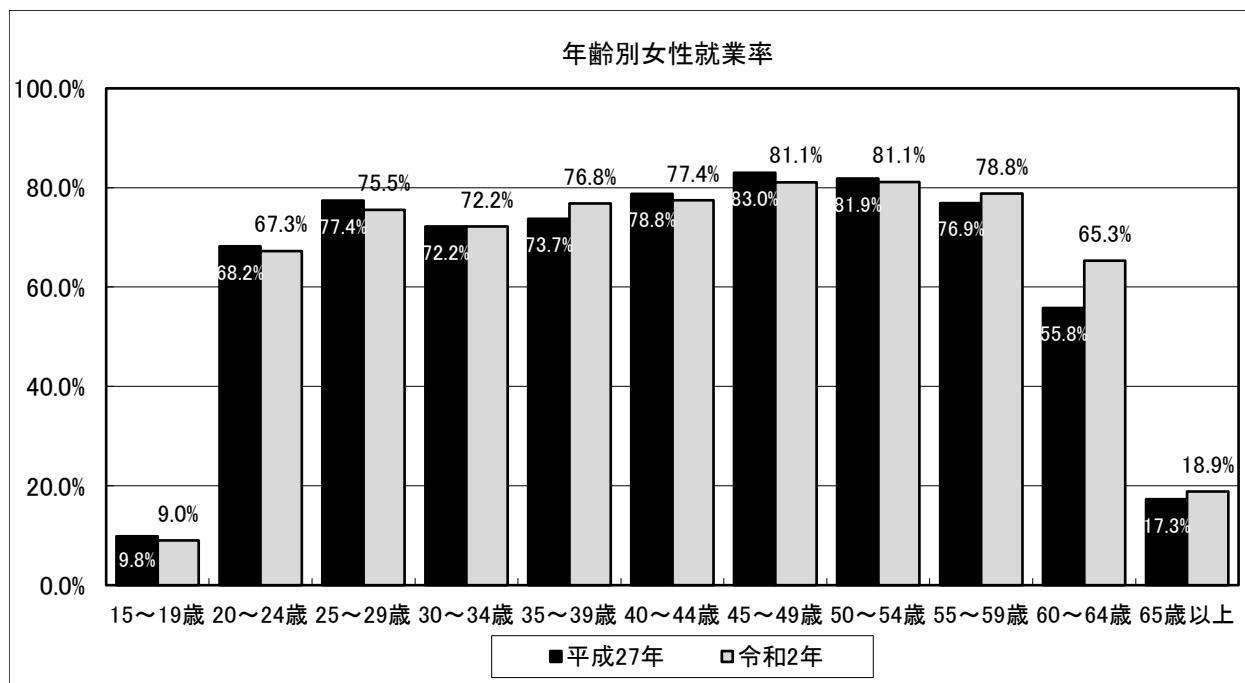
地区別出生状況では、最勝寺区・天神中條区・長澤区・青柳町区・鰺沢北区で毎年出生が多くなっています。青柳町区にいたっては、毎年10人以上で推移しています。



出典：住民基本台帳人口 各年度4月1日現在

8) 女性の就業

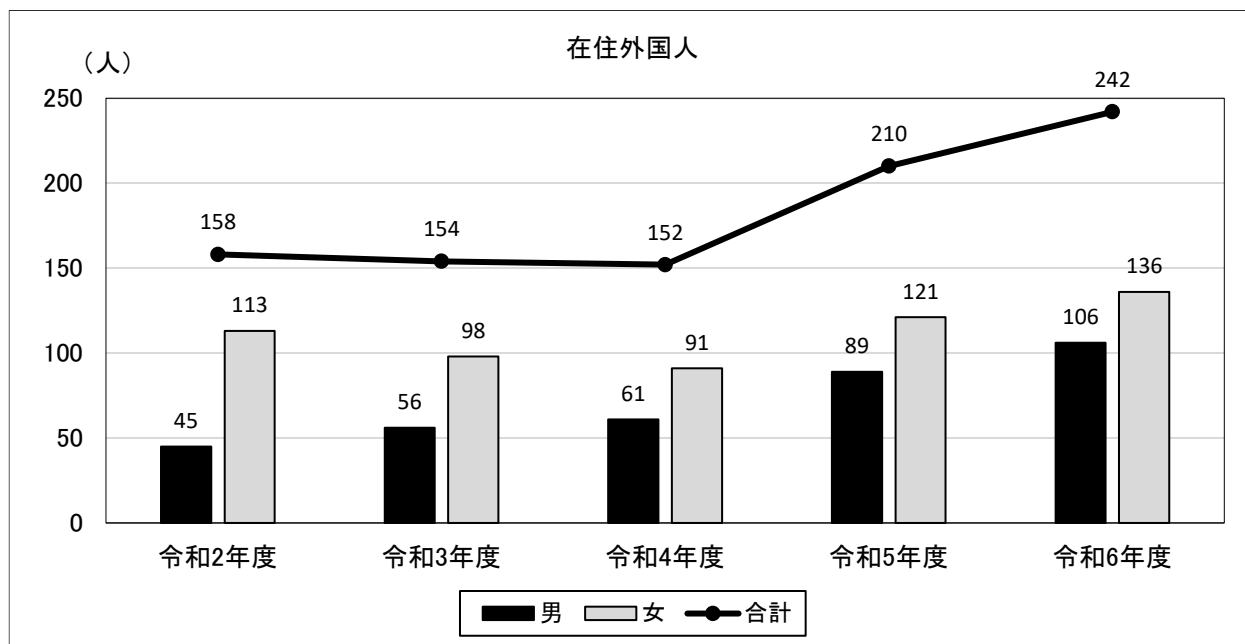
女性の年齢別の就業状況では、「30～34歳」で就業率がやや減少し、その後「50歳代」まで増加する傾向が見られます。平成27年度と令和2年度を比較すると「60～64歳」で増加が見られます。



出典：平成27年・令和2年国勢調査 就業状態等基本集計結果

9) 在住外国人

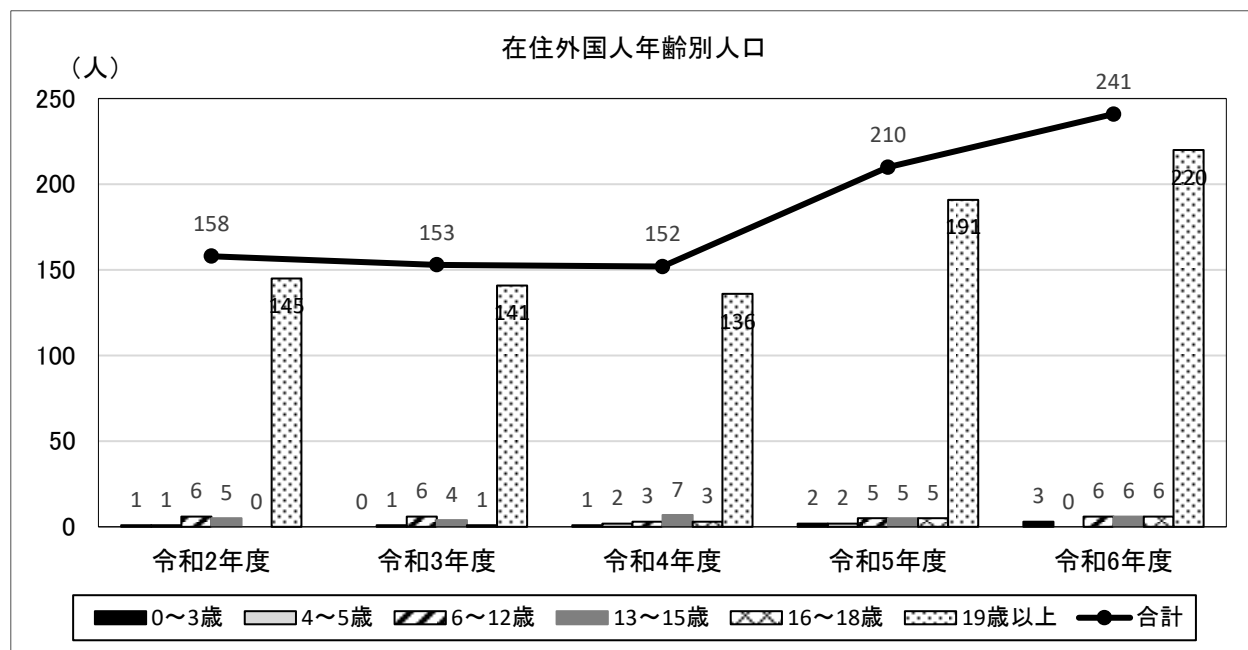
町内の在住外国人は、増加傾向での推移となっています。ここ2年間で男女共に増加が著しいです。



出典：住民基本台帳人口 各年度4月1日現在

10) 在住外国人年齢別人口

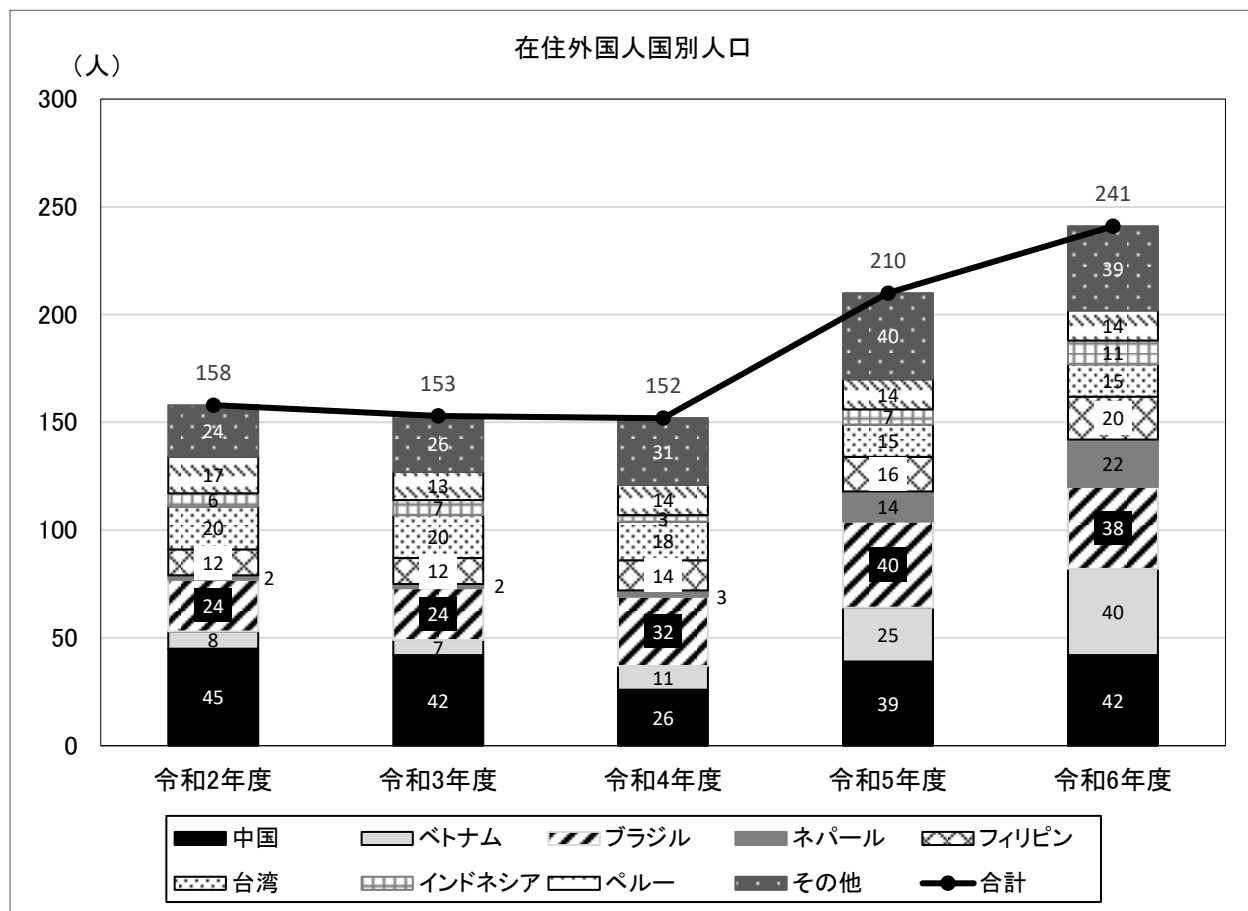
町内の在住外国人の年齢別人口は、「19歳以上」が最も多くなります。19歳以下の人数は例年あまり変わらず、19歳以上の外国人がここ2年間で増加が著しいです。



出典：住民基本台帳人口 各年度4月1日現在

11) 在住外国人国別人口

国別では「中国」「ベトナム」「ブラジル」が多くなっています。ここ2年間で「ベトナム」「ネパール」の増加が著しいです。



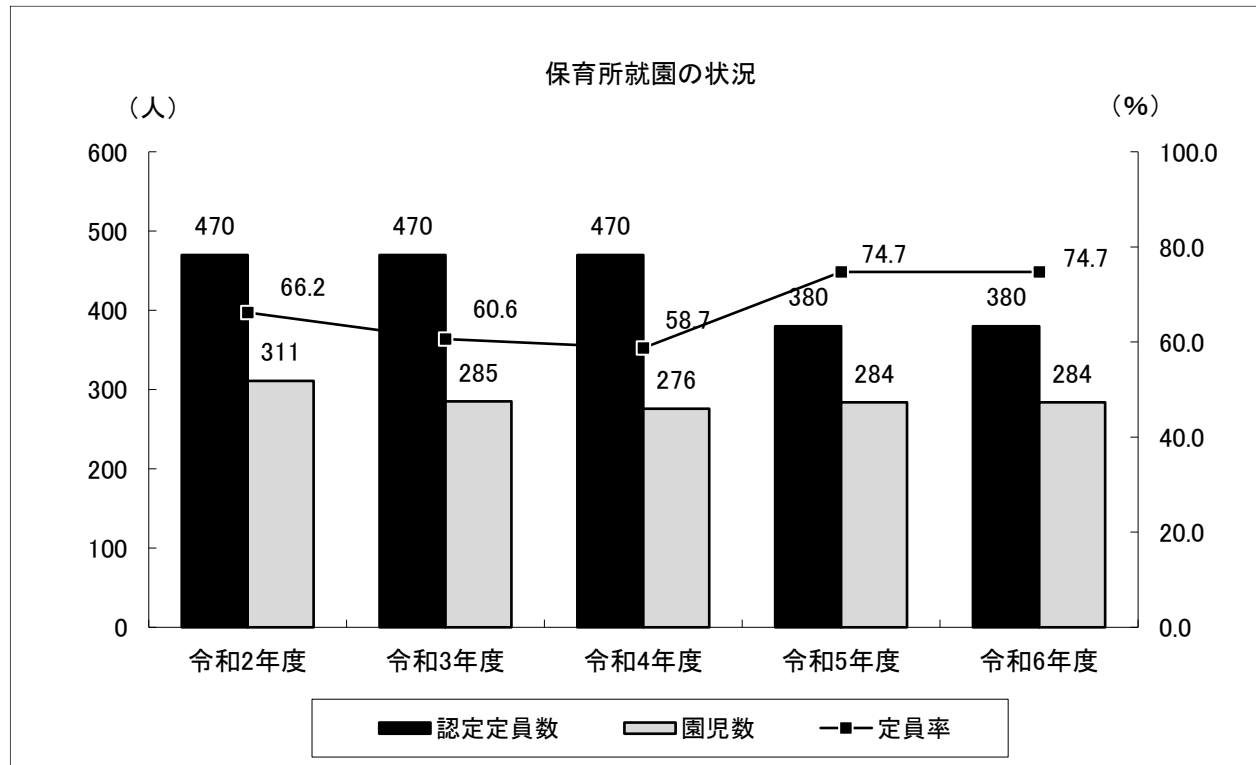
出典：住民基本台帳人口 各年度4月1日現在

2 保育所・幼稚園の状況

1) 保育所就園の状況

町内には、町立3園、私立（たんぽぽ子どもの家）1園の保育所があります。保育所の認可定員数は、令和5年度以降は380人となります。園児数は、令和2年度の311人から令和4年度の276人までに減少しましたが、令和5年度から増加に転じています。定員率は、定員数の減少もあったため、令和5年度以降、約70%台での推移となります。

保育所別では、令和6年度現在、全保育所で定員に余裕があります。



保育所別の人員状況（令和6年度）

（人）

施設名	天神ゆずっこ保育園	青柳そらっこ保育園	鰯沢さくらっこ保育園	（私立）たんぽぽ子どもの家
保育士数	15	15	8	10
認可定員数	120	110	90	60
園児数	107	97	41	48
定員率	89.2%	88.2%	45.6%	80.0%

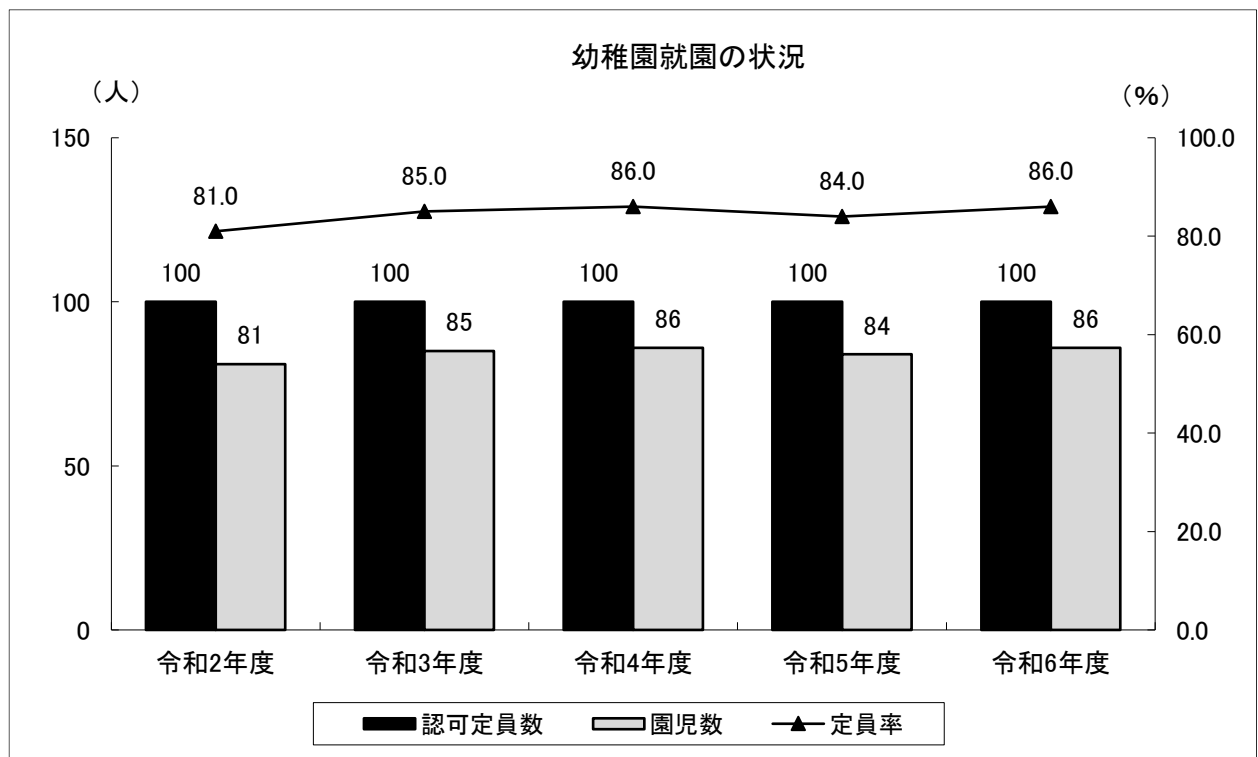
令和6年4月1日現在（広域入所児含む）

施設名	天神ゆすっこ保育園	青柳そらっこ保育園	鰺沢さくらっこ保育園	(私立) たんぽぽ 子どもの家
住所	天神中條646番地	青柳町434番地	鰺沢813番地1	大久保241番地1
開所年度	昭和36年4月1日	昭和36年4月1日	昭和40年6月1日	平成23年4月1日
標準保育時間	7時30分～18時30分	7時30分～18時30分	7時30分～18時30分	7時30分～18時30分
乳児保育の実施	6か月児～	6か月児～	1歳児～	2か月児～
休日保育実施	なし	なし	なし	なし
延長保育実施時間	18時30分～19時	18時30分～19時	なし	18時30分～19時

令和6年4月1日現在

2) 幼稚園の就園状況

町内には、1カ所の幼稚園があり定員数は100名です。定員率はここ5年間、80%台での推移となります。

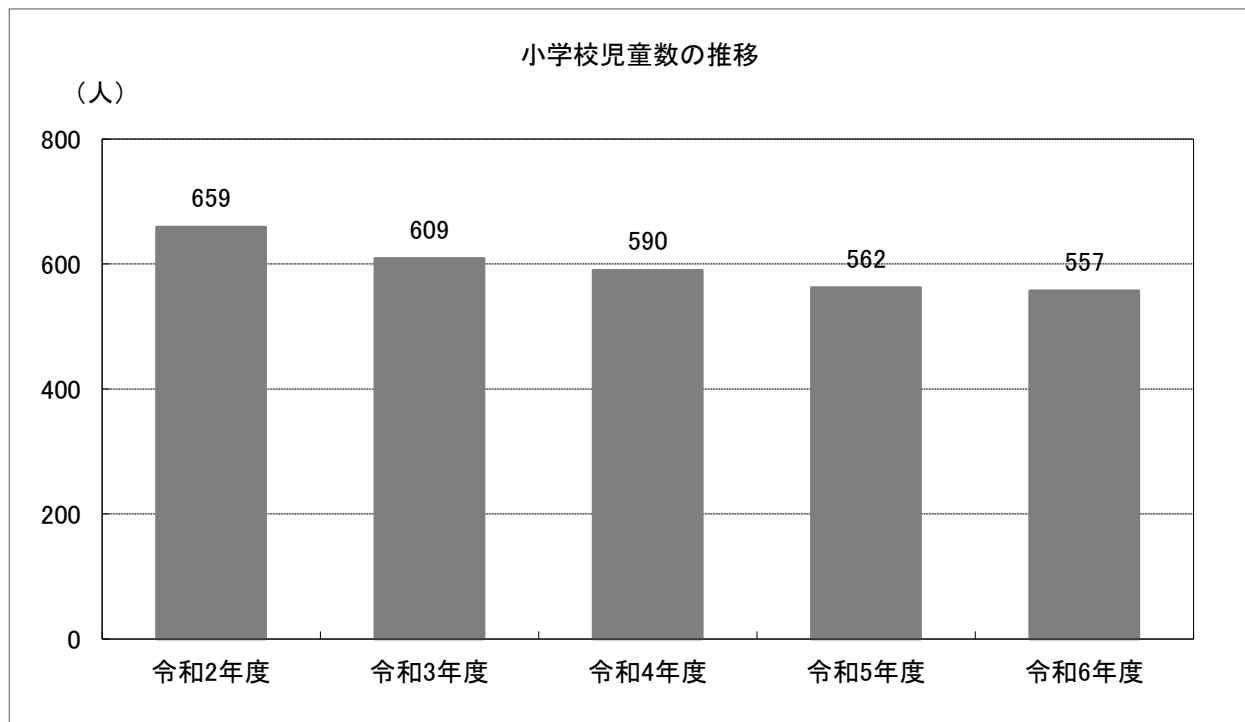


各年度5月1日現在

3 小学校・放課後健全育成

1) 小学校

町内の小学校は3校あります。児童数は減少傾向で、令和2年度の659人から令和6年度の557人と1割半程度の減少となります。



出典：学校基本調査 各年度5月1日現在

(人)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
小学校数	3校	3校	3校	3校	3校
1年生	110	95	85	91	89
2年生	74	109	95	85	94
3年生	105	72	112	95	89
4年生	119	106	72	113	97
5年生	110	117	107	71	116
6年生	141	110	119	107	72
合計	659	609	590	562	557

5年度	増穂	増穂南	鯉沢
児童数	451	22	89
学級数	21	6	8
教員数(正規)	37	10	19

出典：学校基本調査 各年度5月1日現在

2) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、3カ所運営されています。平日は学校終了後から18時30分まで、学校休業日は朝7時30分から18時30分まで開所しています。

	障害児受入可否	学校休業日以外の日	学校休業日	放課後児童支援員
ますほ北児童クラブ	可 (要相談)	学校終了後～18:30	7:30～18:30 (一日開所日)	各2人以上
ますほ南児童クラブ				
さくらなかよしクラブ				

令和6年4月現在

3) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点は、子育て広場として、富士川町児童センターとかじかざわ児童センターの2カ所で事業を実施しています。月曜から土曜日の開設となります。

	設置場所	所在地	開設日時
子育て広場	富士川町児童センター	富士川町最勝寺555番地	月～土 9:00～17:00
	かじかざわ児童センター	富士川町鰯沢1091番地1	

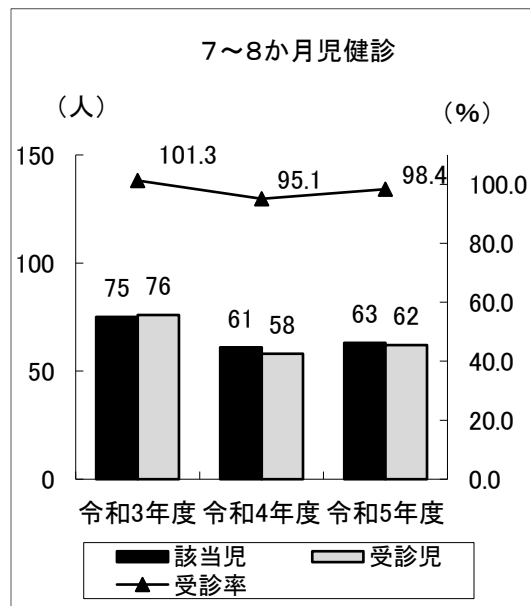
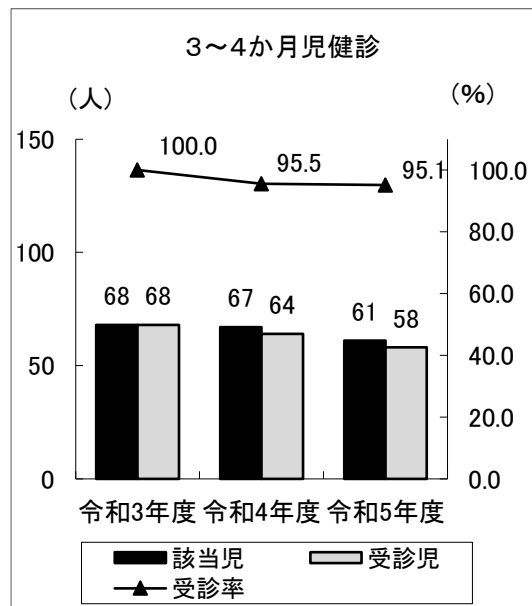
令和6年4月現在

4 母子保健等

1) 1歳児未満の健診

1歳児未満の健診は、「3～4か月児健診」と「7～8か月児健診」があります。

「3～4か月児健診」、「7～8か月児健診」とともに95%以上の受診率で推移しています。

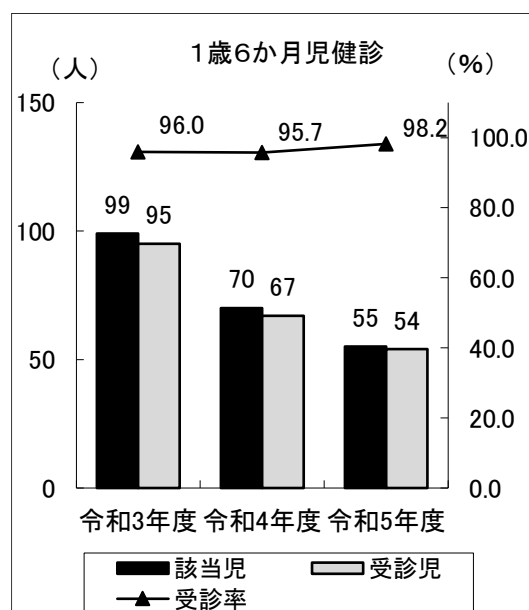
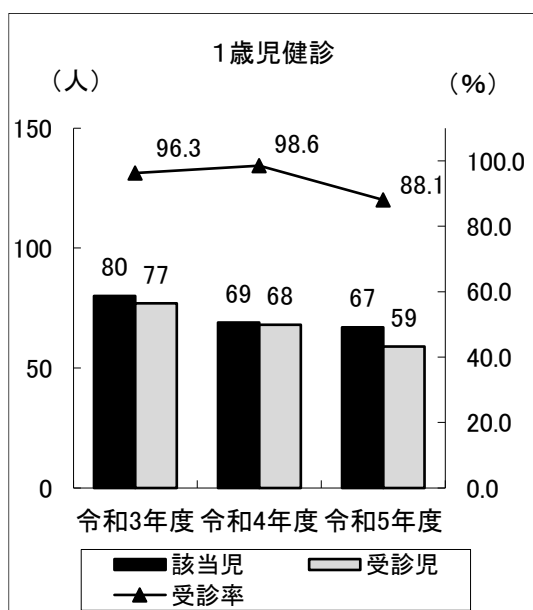


出典：母子保健事業報告

2) 2歳児未満の健診

2歳児未満の健診は、「1歳児健診」と「1歳6か月児健診」があります。

「1歳児健診」では88%以上、「1歳6か月児健診」では95%以上の受診率となります。

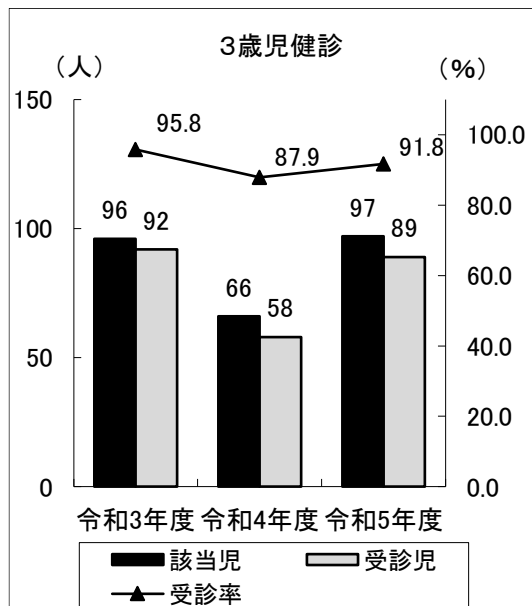
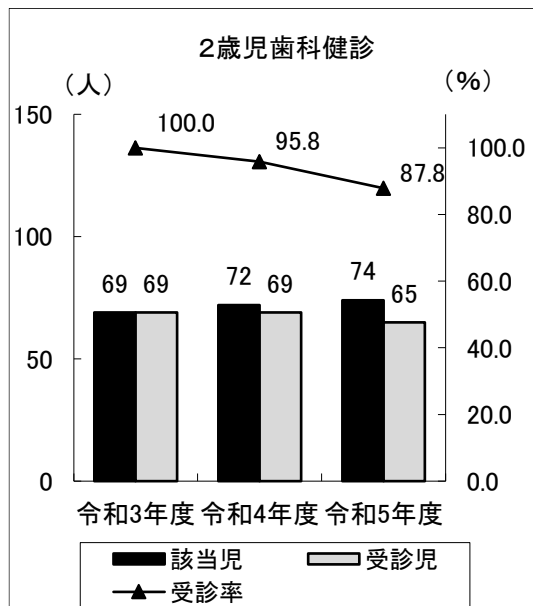


出典：母子保健事業報告

3) 2歳児以降の健診

2歳児以降の健診は、「2歳児歯科健診」と「3歳児健診」があります。

「2歳児歯科健診」では受診率が減少傾向にあり、令和5年度は90%を切ります。「3歳児健診」は90%前後の受診率で推移しています。



出典：母子保健事業報告

4) 実施している事業

富士川町では以下の事業を実施しています。

- 産後ケア事業

医療的な処置を要しないものの、育児への不安や負担感を有する産後4か月までの母親と、その乳児に対し、宿泊しながら、母体のケアと育児に関する相談、沐浴や授乳の指導などを助産師等が提供する事業です。

- 養育支援家庭訪問事業

育児に不安や悩みを持つ家庭等で、特に支援が必要な場合に、専門機関と連携して育児や家事などの援助や、保健師や助産師が育児相談・指導を行っています。

- 母親（両親）学級事業

妊婦とその家族（夫）を対象とした出産、育児に関する教室です。

第1課 妊娠中の栄養と育児

第2課 両親学級（沐浴実習他）

開催については、広報または町のホームページでお知らせします。

- のびっこ教室

発達課題及び生活支援の必要な児・家族を対象に、小集団での教室を毎月2回開催しています。

- 子育て支援栄養相談事業

妊産婦、乳幼児に必要な食事摂取について、離乳食や幼児食、発達段階に合わせた食事など、個別の相談を行っています。

（月1回実施。状況により、家庭訪問による相談も行っています。）

- 産後ママ応援事業

産後のお母さんを支援する、お弁当提供事業です。産後は、赤ちゃんの誕生に幸せを感じる反面、寝不足などで心身ともに疲れを感じる方も多いです。そんな時に、少しでも息抜きできる時間が持て、またお弁当を通して、地域の方とつながることで、安心して子育てできるよう産後ママを応援し、サポートしていきます。



詳細はこちら

- 在宅育児応援給付金

保育施設等を利用せず、家庭で満3歳に達する月までの児童を保育する保護者に、応援金を支給します。



詳細はこちら

- 病後児保育

児童が病気の回復期にあり、集団生活や家庭での保育が困難な場合に、専用の保育室で一時的にお預かりする事業です。



詳細はこちら

5) 児童虐待の状況

児童虐待通告件数は、年間10件前後で推移しています。令和5年度が14件と目立って多くなっています。

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
通告件数	7	4	6	7	14
非該当件数	0	0	0	0	0
実件数	7	4	6	7	14
処遇数	7	4	6	7	14

出典：児童虐待相談件数統計調査

第 3 章 計画方針

第3章 計画方針

1 基本的な考え方

富士川町では、未来を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長し、将来に希望を持って暮らせる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。子どもが平等に成長の機会を持ち、健全な育ちを支えられるよう、保護者や地域社会が一体となって、安心して子どもを育てられる環境づくりに取り組んでいます。

本計画では、こども基本法や子ども子育て支援法に基づき、子どもの最善の利益を守り、地域全体で子どもたちの幸せな成長を支えることを基本理念に掲げています。心身の状況や家庭環境に関わらず、すべての子どもが適切な支援を受け、自らの個性を伸ばしながら健やかに成長することを目指します。

また、こども家庭庁の「こども大綱」や山梨県の「こども計画」に基づき、次の基本方針をもとに計画を推進します。

2 基本方針

1. 子どもの成長と権利を大切にする

子どもがその生まれを喜び、多様な個性が尊重されながら成長できる社会を目指し、子どもの権利と最善の利益が最大限に配慮される環境を整えます。子どもや町民に対して「こどもの権利」について理解が深まるよう努めます。

2. 子育て当事者が希望を持って安心して暮らせる支援

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる体制を整備し、育児や家事における男女の参画を促進しながら、すべての子育て家庭が安心して生活を送れるよう支援します。

3. 地域全体で子どもを育む共生社会の推進

子どもは地域社会全体の大切な存在であるため子どもの意見を聞き、地域の住民が協力し温かく支える共生社会を目指します。地域社会が一丸となり、すべての子どもが健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

4. ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供

妊娠期から出産、育児期に至るまで、各ライフステージに合わせた支援が途切れなく提供される体制を構築し、子育て世代包括支援センターや地域資源と連携しながら支援を充実させます。

3 総合目標

「子どもの未来を地域全体で支えるまち ふじかわ」

富士川町は、子どもが心身ともに健やかに成長し、子育て家庭が安心して生活できる環境を地域全体で支え合う町を目指します。地域の特性を生かしながら、子どもたちの未来のために協力し合い、社会全体で子どもと家庭を支える持続可能な地域社会を構築します。

4 施策体系

基本目標1 すべての子育て家庭を支援する

施策1 地域における子育て支援の充実

施策2 経済的負担の軽減

施策3 児童の健全育成の推進

基本目標2 仕事と家庭生活の両立を支援する

施策1 保育サービスの充実

施策2 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標3 子どもの健やかな成長を支援する

施策1 健康の保持・増進

施策2 食育の推進

施策3 思春期保健対策の推進

基本目標4 配慮が必要な子どもと家庭を支援する

施策1 児童虐待の防止

施策2 ひとり親家庭の自立促進

施策3 障害のある子どものいる家庭への支援

施策4 子どもの貧困対策の推進

基本目標5 子どもの教育環境を充実させる

施策1 特色ある学校教育の充実

施策2 家庭や地域の教育力の向上

施策3 未来の親の育成

基本目標6 安心して子育てできる環境をつくる

施策1 安心して暮らせるまちづくり

施策2 交通安全対策の推進

施策3 子どもたちの安全確保

第 4 章 基本計画

第4章 基本計画

基本目標1 すべての子育て家庭を支援する

◆現状と課題

核家族化やひとり親世帯の増加に伴い、子育てに対する不安や経済的負担が増加し、子育て家庭の孤立が課題となっています。本町には親族の支援がある家庭も多く見られますが、地域全体での支援体制の強化が必要です。地域内のつながりを強化し、子育て世代包括支援センターを中心とした相談体制や支援ネットワークの整備を進めることが重要です。

また、保護者が安心して子育てできるよう、医療費助成や保育料の無償化の継続など、経済的負担を軽減する取り組みが求められます。

さらに、地域行事や放課後活動など、子どもが安心して遊びや交流を通じて、健全に成長できる居場所づくりを推進し、健全育成のための取り組みを充実させることが求められます。

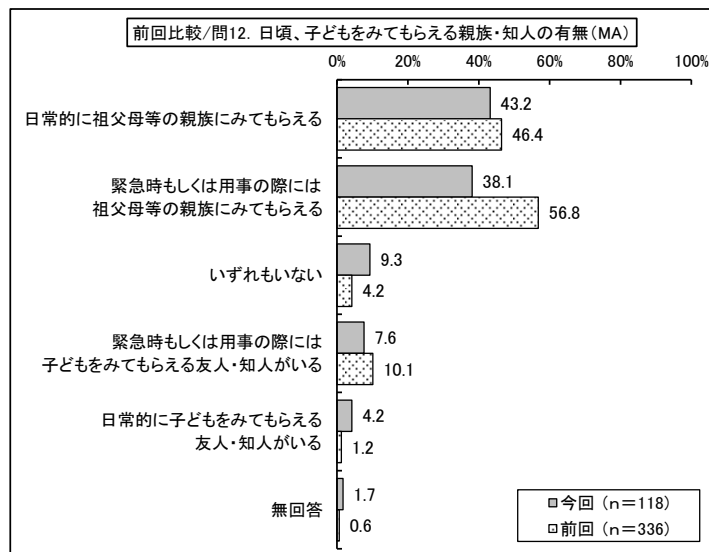
◆町の声※1

「日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。」

＜就学前児童の保護者＞

○親族の支援が一般的であることがわかります。

親族や知人による子どもの世話について、「日常的に祖父母等の親族に見てもらえる」家庭が約4割強で最も多く、次いで、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に見てもらえる」家庭となっています。前回※2との比較では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が大きく減少しています。



※1 【町の声】

本計画の策定に伴い、令和6年3月に、町内の就学前児童及び小学生を持つ保護者に実施したアンケート調査のこと（以下、同様）。

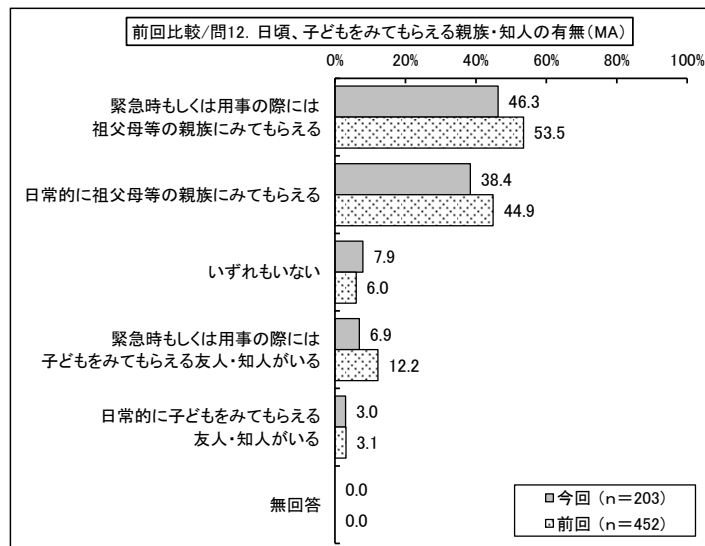
※2 【前回】

前回計画の策定の際、平成31年に実施したアンケート調査のこと（以下、同様）。

＜小学生を持つ保護者＞

○親族の支援が一般的であることがわかります。

親族や知人による子どもの世話について、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」家庭が約半数弱で最も多く、次いで、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」家庭となっています。前回との比較では、「子どもをみてもらえる親族・知人」の各項目で減少傾向にあります。



施策1 地域における子育て支援の充実

◆施策の方向

(1) 子育て支援のネットワークづくりと相談体制の充実

子育てを地域で支える子育て支援ネットワークの充実、地域の組織や団体への支援や育成に努めます。

また、子育て世代包括支援センターを中心に、身近な場所での育児相談の機会や親子の交流の場づくりなどを通じて、相談支援体制の充実を図ります。

(2) 情報提供や地域子育て支援拠点の充実

ホームページや子育て情報パンフレットなどで、子育て中の人が必要とする情報提供の充実、地域における子育て支援拠点の充実を図ります。

◆主な取り組み

事業名	内容
ファミリーサポート事業	子どもを預けたい人（お願い会員）と預かることができる人（まかせて会員）が会員となり、地域の中で支え合う預かり事業で、かじかざわ児童センターに事務局を置いて、ファミリーサポーターの養成や会員間の調整、事業の周知を実施しています。今後もさらに推進していきます。
愛育会活動の促進	愛育会組織の育成・支援を行い、地域の子育て支援活動を中心に、子どもからお年寄りまでの幅広い世代を対象に組織活動を展開します。
育児支援の充実	養育者の育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ、若年妊娠等により、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、または虐待の恐れのある家庭等に、家事等の援助及び育児相談等を行います。
子育てガイドブックの配布	子育てに関わる施設の紹介や、子育て支援事業等を掲載した子育てガイドブックを配布します。
地域子育て支援拠点事業（子育て広場）	富士川町児童センター及びかじかざわ児童センターに設置され、月～土曜まで専門職が常駐し、母子相互の交流や育児相談などに対応します。
児童センターの充実	子どもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設です。富士川町児童センター及びかじかざわ児童センターにおいて、子どもの居場所としての機能を充実させるとともに、ニーズに合わせた事業の展開を図ります。
乳幼児親子への災害対策	災害時において必要とされる乳幼児用物品（液体ミルク・紙おむつなど）を備え、乳幼児親子が安心して避難できるよう受け入れ体制を整えます。また、日頃からの備えや避難についての教育指導を、防災交通課と連携しながら実施していきます。
子育て世代包括支援センター事業（利用者支援事業）	専門性を生かした「母子保健型」及び、より住民に密着した「基本型」が連携し、地域の関係機関と必要な情報を共有する中で、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目ない支援を実施していきます。
ボランティアの育成	児童センターでの学生ボランティアの受け入れを積極的に行い、地域に根付いたボランティアの育成を目指します。ボランティアの体験から、さまざまな経験を重ね、発見をし、自身の進路やボランティアについて考える機会を提供します。
こども家庭センターの設置	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置に向けた体制づくりを検討していきます。

施策２ 経済的負担の軽減

◆施策の方向

(１) 子育てに伴う経済的負担の軽減

子ども医療費の窓口無料化の継続及び保育料、病児・病後児保育料を無償化し、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。

(２) 医療費助成、各種給付金の充実

妊婦一般健康診査費用などの医療費を助成し、適正な医療を確保します。また、妊婦のための支援給付金（出産・子育て応援給付金）などの各種給付制度により、経済的負担の軽減を図ります。

◆主な取り組み

事業名	内容
児童手当の支給	高校生年代までの児童を養育している家庭に、児童手当の支給を行います。
妊産婦一般健康診査 公費負担	妊婦一般健康診査として 14 回の健診費用、及び追加健診 6 回分、また産婦健康診査として 2 回の健診費用を公費負担するとともに、制度の周知と利用促進に努めます。
子ども医療費の助成	0 歳から 18 歳になった年度末までの子に対し、子ども医療費の窓口無料化を引き続き実施します。
不妊治療費等の助成	高額な医療費を要する不妊治療を行う夫婦に対し、経済的負担を軽減するために、不妊治療費等の一部を助成する制度の周知に努めます。
保育料の無償化	子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する 3 歳から 5 歳までのすべての子どもたちの保育料の無償化と併せて、町の独自事業として、0 歳から 2 歳までの子どもたちの保育料の無償化を実施しています。
学校給食費の補助	18 歳以下の子どもが 2 人以上いる家庭の学校給食費について、第 2 子の児童生徒は半額、第 3 子以降は全額補助します。また、今後更なる経済的負担の軽減のため、無償化を検討していきます。
出産祝金	出産した子を養育している父または母に対し、出産祝金を支給します。
妊婦のための支援 給付金 出産・子育て応援給 付金（R7.3.31 以前 に出産された方）	子育て家庭が安心して、妊娠・出産・子育てできるよう、専門職が妊婦等包括相談支援事業を行いながら、出産や子育ての経済的負担も軽減できるよう給付金を支給します。
在宅育児応援給付金	0 歳から満 3 歳に達する月までの子どもを、家庭で保育している保護者に対し応援金を支給し、経済的負担の軽減を図ります。

病児・病後児保育 利用料無償化	保護者の経済的負担の軽減を図るため、町民が県内の病児・病後児保育施設を利用した場合の利用料の無償化を実施しています。
予防接種の助成	定期接種は、全て公費負担しています。保護者の希望する医療機関と契約し、かかりつけ医で個別接種できます。今後も制度の周知と利用促進に努めます。

施策3 児童の健全育成の推進

◆施策の方向

(1) 団体活動の充実

放課後子ども教室やスポーツ教室などの団体活動を通じて、子どもたちの健全育成に努めます。

(2) 地域行事への参加の促進

祭りやイベント、奉仕活動など、地域行事への子どもと大人の参加を促進するなど、ふれあう機会の増加に努めます。

(3) 非行防止への取り組み

地域と一体となって青少年の健全育成に取り組むとともに、薬物乱用等の予防や意識啓発を推進します。

◆主な取り組み

事業名	内容
放課後子ども教室・放課後児童クラブ	家庭での学習習慣を身につけるために、学校をはじめ、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、そよ風教室、放課後体験教室の充実を図ります。 ① 児童クラブが近くにない増穂南小学校の児童が、放課後安全に活動できるよう、また、健やかな居場所づくりのために、増穂南ゆずっ子教室を実施します。 ② 大自然の中で、野外体験活動や自然の観察をしながら環境問題への興味、関心を高めるとともに、異年齢集団での宿泊活動を通して、自主性、協調性を育て、併せて地域ジュニアリーダーとしての育成を図るために、大自然体験会を実施します ③ 科学に親しみ、興味をもってもらうために、わくわく科学教室を実施します ④ 学力支援のために、月2回程度の学力フォローアップ教室を実施します ⑤ 放課後こども教室では、月1回程度の体験活動の実施を目指します ⑥ 放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携プログラムの実施の際に円滑な運営ができるよう、相互に協力体制を整えていきます
スポーツ教室	スポーツ教室を開催し、スポーツを通して子どもにさまざまな体験をする機会を提供します。
育成会親睦球技大会	スポーツを通して、健全な体づくりと、各地区の子ども同士の親睦を深めるため、球技大会を開催します。
おはなし会・お楽しみ会などの開催	町立図書館では、本に触れ親しむ機会として、おはなし会やワークショップを行うほか、児童センター・保育所等への配本サービス・出張おはなし会を開催します。

	また、子ども・親子・三世代を対象に、本を読むことの大切さを知ってもらう機会として、体験型交流教室も開催します。
伝統文化子ども教室	教育委員会や文化協会加入団体の主催により、おこくらぶ・子ども茶道教室を開催します。
子ども将棋大会	将棋名人輩出の町として、名人の偉業を後世に伝えとともに、県下の子どもたちに将棋に親しんでもらうために、ふじかわカップ小学生将棋大会を開催します。
青少年の健全育成のための啓発	児童生徒に向けて、飲酒や喫煙などの嗜好品に関する情報提供をはじめ、インターネットや薬物依存など、時代に合った情報の提供や意識啓発に努めます。 特に薬物への依存や乱用については、薬物の心身への悪影響や、違法性を正しく理解し、使用の誘いに適切に対応できるよう、保健所や薬物乱用防止指導員と連携し、学校の保健体育の授業や学校行事の折に、啓発活動を実施します。

基本目標2 仕事と家庭生活の両立を支援する

◆現状と課題

共働き世帯の増加と多様な働き方に伴い、柔軟な保育サービスが求められています。0歳児からの受け入れや一時保育など、保育内容を充実させるとともに、子どもが安全に過ごせるよう保育施設の計画的な修繕も必要です。

さらに、男女ともに育児休業制度を利用できる職場環境の整備が進むことで、ワーク・ライフ・バランスの実現が期待されます。職場や地域社会全体での理解を深め、家庭生活と仕事の調和を図る支援体制を整え、保護者が安心して働ける環境を構築することが重要です。

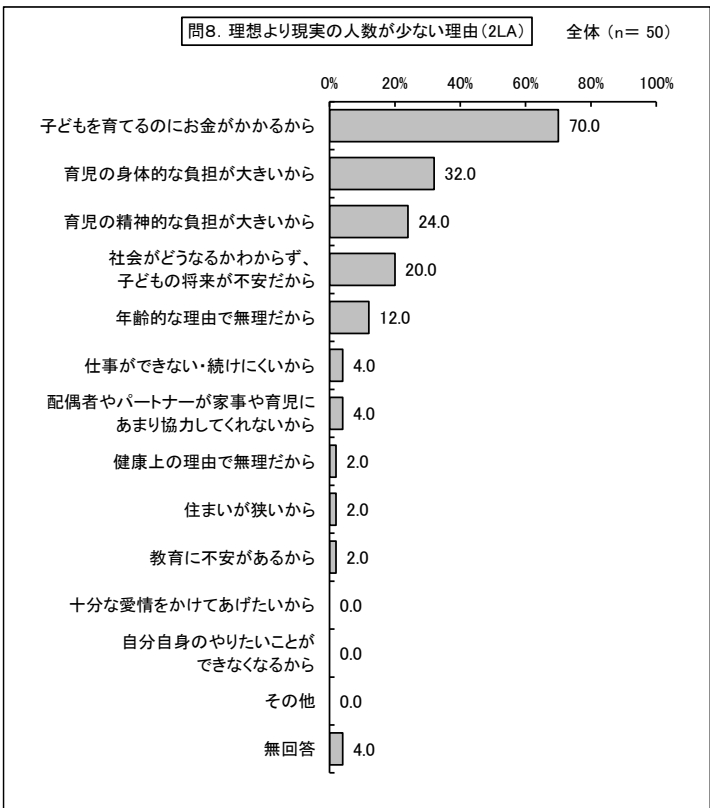
◆町の声

「理想として持ちたい子どもの人数より、現実には育てることができる子どもの人数が少ない理由は。」

<就学前児童の保護者>

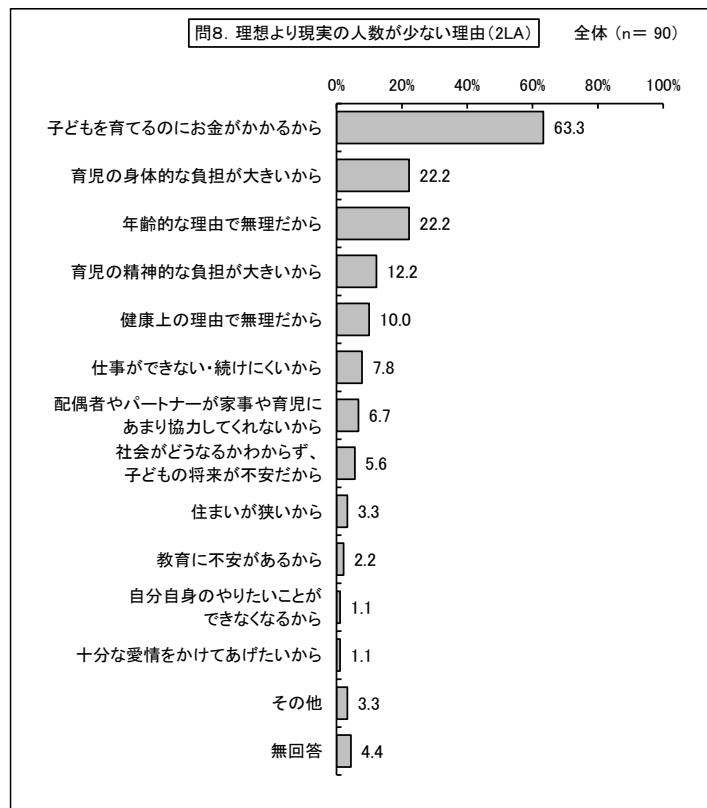
○育児環境の改善が求められています。

理想より現実の子どもの数が少ない理由としては、「育児にかかる費用」が最も大きく、7割の家庭がこれを理由としています。次いで、「育児の身体的・精神的な負担」、「将来の不安」を理由としています。



<小学生を持つ保護者>

○理想より現実の子どもの数が少ない理由としては、「育児にかかる費用」が最も大きく、約 6 割強の家庭がこれを理由としています。次いで、「育児の身体的負担や年齢的な理由」、「精神的負担」、「健康上の理由」が挙げられています。

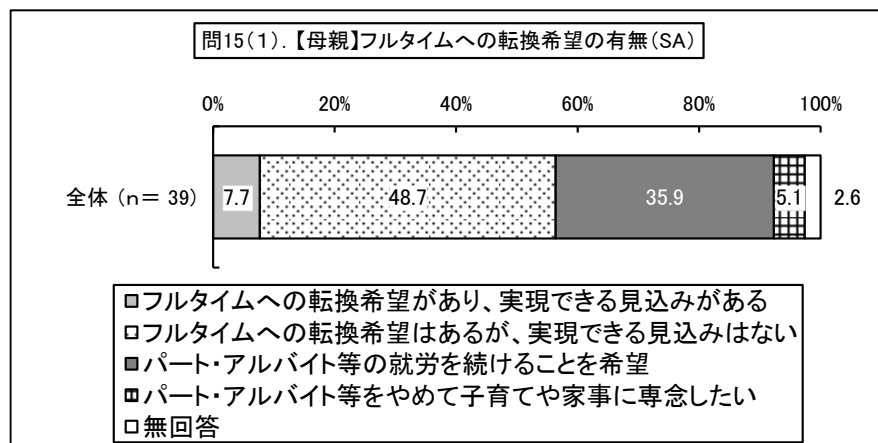


「保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）で「パート・アルバイト等で就労している」に○をつけた方にうかがいます。フルタイムへの転換希望はありますか。」

<就学前児童の保護者>

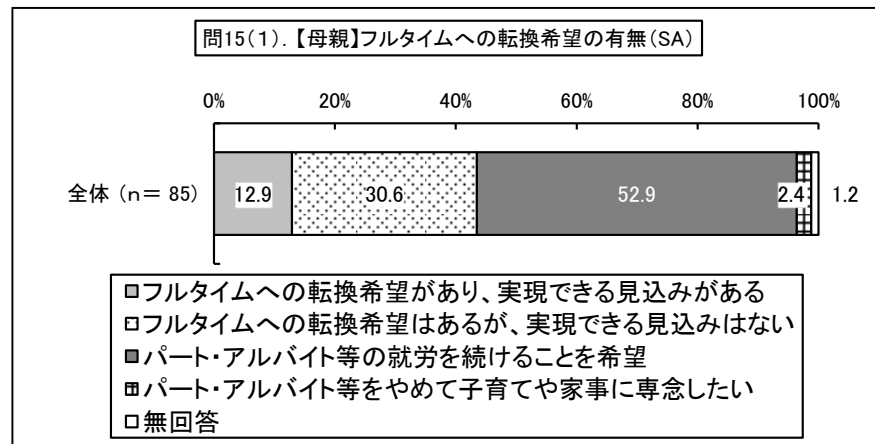
○母親のフルタイムへの転換が難しい現状が浮き彫りになっています。。

パート・アルバイト就労の母親のフルタイムへの転換希望は、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が約 5 割弱で最も多く、次いで、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が約 4 割弱となっています。



＜小学生を持つ保護者＞

○パート・アルバイト就労の母親のフルタイムへの転換希望は、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が約5割強で最も多く、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が約3割、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が約1割強となっています。



施策1 保育サービスの充実

◆施策の方向

(1) 保育サービスの充実

保育所への0歳児からの受け入れ、一時保育の実施など、利用者ニーズに合ったサービスの充実、周知に努めます。

(2) 保育内容の充実

幼児一人ひとりの個性を大切に、体験を重視した指導内容により、創造性や社会性を培う保育を推進します。

(3) 保育施設の充実

建築年数が経過している保育施設の計画的な修繕や、建て替え等の整備を進めます。

◆主な取り組み

事業名	内容
保育サービスの実施	様々な保育ニーズに対応できるよう、サービスの充実を図り、広報やホームページを利用して周知をしていきます。 ① 0歳児からの受け入れの拡充を検討します ② 保育所利用者については、延長保育、利用していない児については一時預かり事業を継続します

	③ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の開始に向けた検討を進めます。
保育内容の充実	子どもの家庭環境などの多様化に対応するため、また、子どもが心身ともに育成されるよう、教育・保育の質の向上に努めます。 ① 各保育所の特色ある保育を継続します ② 運動あそびで体力づくりをし、発達を促します ③ 小学校での英語学習に向けて、年中・年長児を対象とした英語あそびを実施します ④ 発表会などで表現力や協力する力を育てることに努めます ⑤ 職員研修の充実に努めます
保育所の施設整備・充実	定期的な施設点検を実施し、改修が必要な場所、老朽化した設備については、計画的に修繕等の対応を進め、安全な施設環境の保持に努めます。
放課後児童健全育成事業	保護者の就労等による放課後留守家庭児童の健全な育成を図るため、安全に過ごせる場を提供します。子どもの情緒面への配慮及び安全性の確保等の点から、基準に基づき、放課後児童クラブ児童支援員資格を持つ職員を配置し、人員の適正化を図ります。
病後児保育	病気の回復期であるため、集団生活が困難な児童において、町内医療機関と連携し、保育事業を実施します。

施策2 ワーク・ライフ・バランスの推進

◆施策の方向

(1) ワーク・ライフ・バランスの啓発

家庭生活とバランスのとれた職業生活を送ることができるよう、年次有給休暇の取得促進、連続休暇の拡大、所定労働時間の削減など、労働時間の短縮や労働時間の弾力化に向けた事業主・管理職への理解の促進を図ります。

(2) 育児休業制度等の普及啓発

子育てしながら安心して働き続けることができる職場づくりの必要性について、研修会等の機会を通じて、企業の理解を促進します。

◆主な取り組み

事業名	内容
ワーク・ライフ・バランスの啓発	職場優先の意識を変え、家庭生活とバランスのとれた職業生活を送ることができるよう、意識啓発を行います。
男女共同参画推進条例の推進	性別に関係なく、互いの人権を尊重し、誰もが自立した個人として、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を推進します。
事業所における子育て支援の促進	育児休業制度等の普及に向けた啓発と、制度の利用しやすい環境づくりを促進します。

基本目標3 子どもの健やかな成長を支援する

◆現状と課題

子どもが健やかに成長するためには、妊娠期から乳幼児期、学童期に至るまで、切れ目のない支援が不可欠です。現在、乳幼児健診は高い受診率を維持していますが、2歳児歯科健診では受診率が減少傾向にあります。また、小児医療体制の整備や保護者の育児不安を軽減するための相談体制の強化が引き続き求められています。

健康的な成長を支えるため、幼少期からの食育推進が重要です。特に、家庭と地域、学校が連携し、規則正しい食事習慣や生活リズムを身につけるための意識啓発や実践活動が必要です。さらに、子どもの食事環境の変化や偏りに対応する取り組みが求められています。

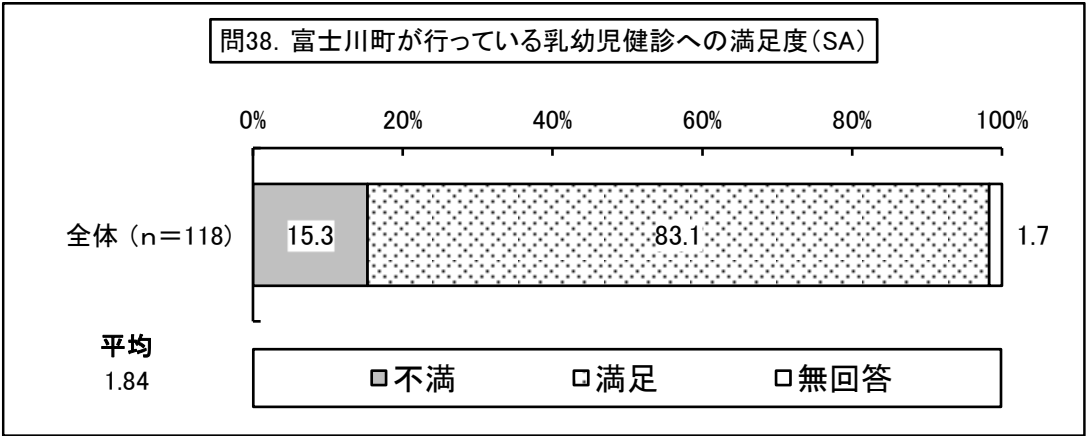
また、思春期を迎える子どもが自分の身体や心の変化について正しく理解し、他者を尊重する意識を持てるよう、学校や家庭での教育やサポート体制を強化することが重要です。保護者や学校、地域が一体となって相談体制を整備し、子どもたちが安心して成長できる環境を構築する必要があります。

◆町の声

「富士川町が行っている乳幼児健診への満足度についてあてはまる番号に○をつけてください。また、不満・満足の理由を記載してください。」

＜就学前児童の保護者＞

○富士川町が行っている乳幼児健診への満足度については、「満足」が約8割強、「不満」が約2割弱となっています。満足の理由としては、相談やフォローがしっかりしている点が挙げられ、不満の理由としては、健診の回数や待ち時間、健診時間の不便さなどが指摘されています。



施策1 健康の保持・増進

◆施策の方向

(1) 妊娠と出産の支援の充実

子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期を健やかに送り安心して出産を迎え、育児に自信をもって取り組めるよう、家庭に合わせた、妊娠期の過ごし方や出産・子育てに関する相談や情報の提供を充実します。

(2) 子どもや母親の健康づくり

子どもや母親に対する各種健診や予防接種の勧奨などを行い、健康状態を保つこと、相談体制を充実し、保護者の育児不安の解消に努めます。

(3) 医療体制の充実

安心して子どもを産み育てられるよう、県や近隣市町、関係機関との連携により小児医療の充実を図ります。

◆主な取り組み

事業名	内容
妊娠期の健康管理の啓発	妊娠期の健康管理についての指導、相談体制を充実し、妊婦健診の推奨、運動・栄養管理、禁酒・禁煙指導など健康管理の啓発に努めます。
母子健康手帳交付	住民ニーズに合わせて、毎月2回の交付日と随時の交付をしています。手帳交付時に、妊婦健康相談や今後の地域支援、相談窓口、支援スタッフの紹介などを行います。今後も母子健康手帳の活用について、周知に努めます。
電子母子手帳（ふじすくアプリ）の運用	母子健康手帳交付、各種健診で周知を行っています。健診日程や予防接種の管理、子育て支援に関する情報発信を行っています。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に対し、保健師・助産師による家庭訪問を実施し、子育て支援に関する情報提供並びに、支援の必要な家庭に対する助言、サービス提供を行います。
家庭訪問事業	全ての母子の健康状態の確認、育児不安の軽減等を目的に、町の保健師・助産師が個別家庭訪問を実施します。町外への里帰り出産時は、開業助産師等に随時委託対応します。
子育て支援こころの相談	心理職員による個別相談事業を行っています。この他に、住民ニーズに対しタイムリーに町の保健師・助産師が個別相談を行っています。

乳幼児健診の実施、健診の場を活用した保護者への相談指導	乳幼児、1歳6か月児、3歳児、6歳児の健診、7・8か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児の歯科健診及び歯科指導を実施しています。また、未受診者には地区担当保健師から、電話連絡や家庭訪問を実施し、フォローしています。 健診時に相談されるケースも多いため、相談しやすい空間づくりを心掛け、相談スタッフ、相談時間の確保を図ります。また、誤飲、転倒転落、やけどなどの事故を防止するため、事故予防のパンフレットを配布し、啓発にも努めます。
保育所における健診及び保健指導	内科検診・検尿・歯科検診を年2回、耳鼻科検診を年1回実施します。また、日々の保育の中で歯磨き指導を行い、虫歯予防に努めています。
育児教室、母親学級、両親学級の開催	育児に関する健康教育、個別相談、児童の交流や健全育成支援を目的として、各教室学級を開催します。 ・すこやか教室 ・育児教室（びよびよクラブ） ・児童対象者向けの各種教室 ・母親学級 ・両親学級（父親への育児参加の動機付け）
医療体制の整備	近隣市町と連携し産科医、小児科医などの医療体制の充実に努めます。
山梨県産後ケア事業	宿泊型の支援事業で、母体の休養や母体ケア・乳児ケアを実施し、今後の育児指導やカウンセリング等を行います。
セミ・オープンシステム	通院に便利な峡南医療センター市川三郷病院で、妊婦健診を行うシステムです。分娩や、緊急時の診察は、分娩担当医療機関で行います。
産後ママ応援事業	産後7か月未満の母親を対象に、昼食のお弁当を提供し、母親の心身の回復や地域とのつながりを目指します。

施策２ 食育の推進

◆施策の方向

（１）望ましい食習慣の定着

規則正しい食事と生活習慣づくりの重要性を、子育て中の保護者と子どもたちに伝え食育の意識を高めます。

（２）関係機関との連携による食育の推進

保育所、幼稚園、学校など、関係機関との連携により、地域ぐるみで食育を推進します。

◆主な取り組み

事業名	内容
離乳食教室	生後６～７か月児の保護者に、離乳食教室を開催し、食育の意識啓発に努めます。
早期生活習慣病予防教室	町内の小中学校の生徒を対象に、子どものための生活習慣病予防教室を実施し、生活習慣病への理解を深め、将来の健康づくりにつなげる場とします。
保育所での食育の充実	食物アレルギーの申告に応じて、除去食や代替食を提供します。また、子どもの食生活アンケートを踏まえた献立作成や、食育活動を行い、保護者への指導にも活用するとともに、家庭での共食の促進など、食育の重要性の啓発に努めます。
親と子の食育共同体験学習、食育教室の開催	食意識への向上を図ることを目的として、地域全体を対象とした取り組みを実施します。 ① 保育所での給食の展示、年少児の保護者向けの試食を実施します ② 地域の食材の活用を検討します ③ 各学校の保護者向けの給食の試食を実施します ④ 給食時に野菜の生産者の紹介をします ⑤ 愛育会と食生活改善推進員による食育をテーマとした食育教室を開催します

施策３ 思春期保健対策の推進

◆施策の方向

(１) 思春期の心の問題に対応した教育の充実

子どもが自らの心と体を守り、他者を尊重する気持ちを育むことができるよう、正しい知識の普及、意識啓発を行います。

(２) 学校における相談体制の充実

スクールカウンセラーや臨床心理士などに、子どもから相談できる体制を充実します。

◆主な取り組み

事業名	内容
思春期体験学習	学校等の連携により、中学生と町内の妊婦や乳幼児とのふれあいを通し、生命の大切さを学びます。また、プレコンセプションケアについての周知に努めます。
地域人材を活用した取り組み	主任児童委員の学校訪問を実施し、地域における児童・生徒のサポートに役立てます。また、取り組みについては、地域のボランティアの協力で推進します。
青少年育成カウンセラー・スクールカウンセラーの設置	青少年育成カウンセラーやスクールカウンセラーを配置し、子どもから相談できる体制の充実に努めます。
健康教育の推進	心の健康や運動、食事など生活習慣に関わる健康管理について適切な情報の提供と健康教育の推進に努めます。
防煙教室	小学６年生を対象に、飲酒や喫煙、薬物依存などに関する知識の普及啓発に努めます。

基本目標4 配慮が必要な子どもと家庭を支援する

◆現状と課題

児童虐待の防止と早期対応は、地域社会全体で取り組むべき重要な課題です。近年、虐待通告件数は一定の水準で推移している傾向にありますが、周囲の気付きと通報が早期対応の鍵を握ります。保育所や学校、地域住民、関係機関が連携し、虐待の未然防止や支援体制の充実を図ることが求められます。

また、ひとり親家庭では、特に母子世帯の経済的な状況が厳しく、生活や育児の両立が困難な場合があります。就労支援や経済的支援を通じて自立を促進する取り組みが必要です。さらに、家庭内で家事や介護を担うヤングケアラーの存在が明らかになりつつあり、支援体制の整備が望まれます。地域全体で家庭を支える仕組みを構築し、孤立を防ぐことが求められます。

障害のある子どもとその家庭に対する支援も重要な課題です。個々のニーズに応じた療育や教育、放課後児童クラブでの受け入れの充実を図ることで、子どもが安心して成長できる環境を整備します。また、発達障害を含む多様なニーズに対応するため、関係機関との連携を強化する必要があります。

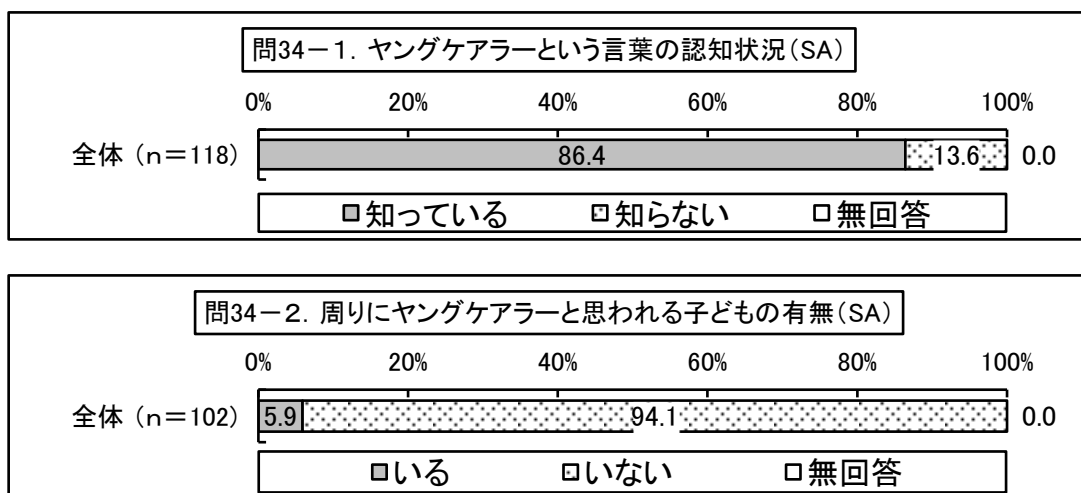
さらに、子どもの貧困が学びや生活環境に与える影響を最小限にするため、教育支援や生活基盤の安定に向けた施策が求められます。地域との連携を通じて、すべての子どもが公正な成長機会を得られる社会の実現を目指します。

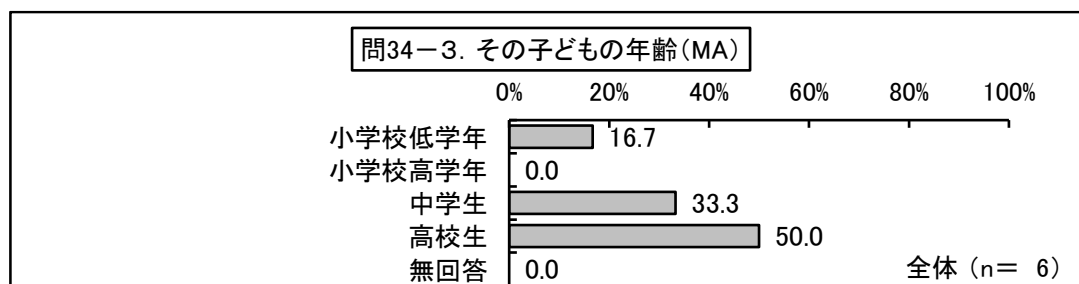
◆町の声

「ヤングケアラーという言葉を知っていますか。あなたの周りにヤングケアラーと思われる子どもがいますか。いる場合、その子ども年齢はどれくらいですか。」

<就学前児童の保護者>

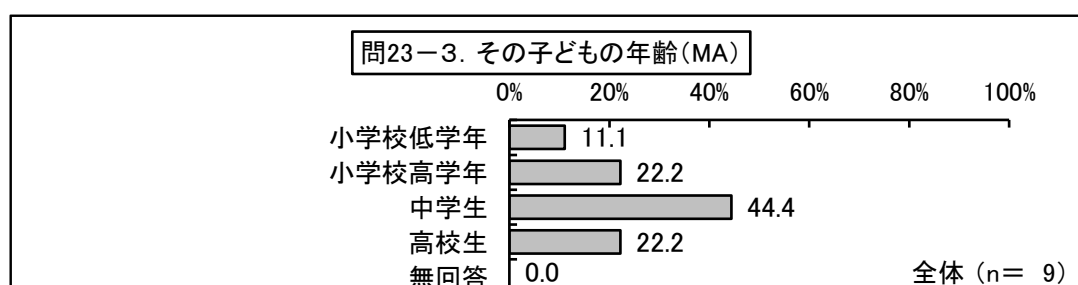
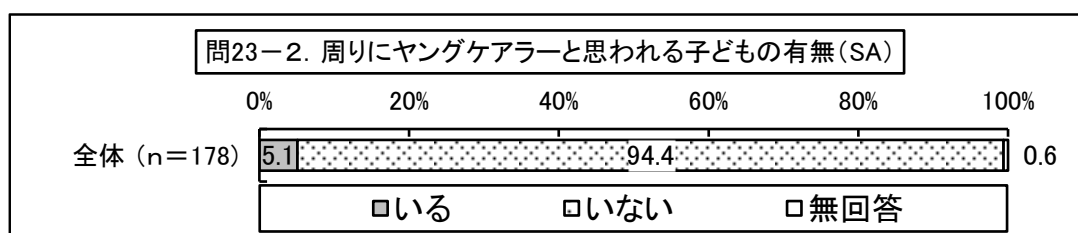
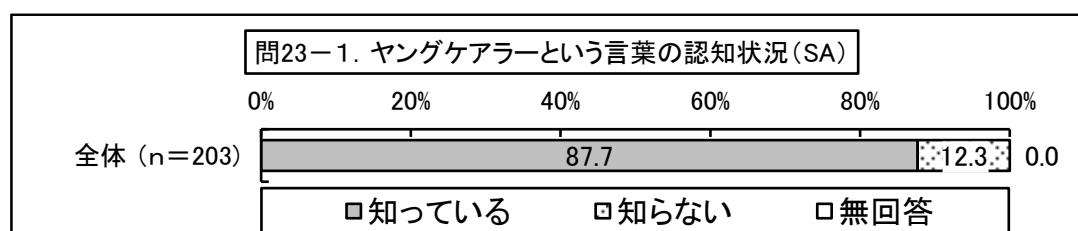
○ヤングケアラーという言葉の認知状況については、「知っている」が約9割弱、「知らない」が約1割強となっています。周囲にヤングケアラーがいて感じている人は少なく、「いる」が約1割弱、「いない」が約9割強であり、年齢は高校生、中学生、小学校低学年と幅広いです。





＜小学生を持つ保護者＞

○ヤングケアラーという言葉の認知状況については、「知っている」が約9割弱、「知らない」が約1割強となっています。周囲にヤングケアラーがいると感じている人は少なく、「いる」が約1割弱、「いない」が約9割強となっています。年齢は中学生が最も多く、小学校高学年・高校生、小学校低学年の順となっています。



施策1 児童虐待の防止

◆施策の方向

(1) 児童虐待のないまちづくり

児童虐待への対応力の向上を図るとともに、児童虐待を予防するための取り組みを積極的に進めます。

◆主な取り組み

事業名	内容
要保護児童対策地域協議会	支援が必要な家庭や子どもの情報を共有し、理解を図ります。状況確認し、保護者への指導を行い、相談に対応します。
子育て支援こころの相談	母親の育児不安などの相談に、心理職員が対応しています。
子どもの人権についての意識啓発	地域住民に対する児童虐待防止と通告義務、配慮が必要な家庭の情報収集等に地域で取り組み、子どもの人権に対する意識の高揚を図ります。

施策2 ひとり親家庭の自立促進

◆施策の方向

(1) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の個別のニーズに応え、経済的基盤を確立し、自立した生活を送ることができるよう、情報提供や支援体制を充実します。

◆主な取り組み

事業名	内容
児童扶養手当	児童の福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し自立を支援するとともに、対象者への制度の周知に努めます。
ひとり親家庭医療費の助成	病気やケガで通院または入院した場合、ひとり親家庭医療費として窓口無料化を実施するとともに、今後も制度の周知に努めます。

施策3 障害のある子どものいる家庭への支援

◆施策の方向

(1) 一人ひとりに対応した療育、教育の推進

乳幼児健診等による発見から早期療育、保育、教育と一人ひとりを大切にした取り組みを進めます。

(2) 発達障害児への支援の充実

各学校での特別支援教育の充実とともに、発達障害のある子どもへの支援の充実を図ります。

(3) 障害児の放課後児童クラブでの受け入れの充実

障害のある子どもの放課後の生活の場を確保し、遊びを通じて子どもの自主性、社会性、創造性の向上を図るため、障害児の放課後児童クラブでの受け入れを進めます。

◆主な取り組み

事業名	内容
養育支援家庭訪問事業	出産後に不安を持つ母等に対し、町が特別な支援が必要と認めたケースに支援を行っています。
個別療育支援事業	2歳児歯科健診、3歳児健診に臨床発達心理士を配置し、発達面での個別支援を行っています。また、毎月ののびのび相談事業においても発達に関する個別相談を行っています。
のびっこ教室の開催	のびっこ教室として、発達課題及び生活支援の必要な幼児・家族を対象に、小集団での教室を毎月2回開催します。
障害児に対する適切な医療、医学的リハビリテーションの支援	医療やリハビリテーションも含めた適切な地域生活支援として、相談事業の充実を図り、関係機関と連携し支援に努めます。
障害児の保護者への相談支援	心身障害児者の親の会（たんぽぽの会）と連携して、障害児の保護者への相談支援を行います。
障害児保育事業	障害児保育の必要性が大きくなっているため、要望に対応した受け入れを実施し、障害児保育の充実を図ります。
在宅サービスの充実	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、サービス提供や地域生活支援事業をさらに充実させて実施します。また、各種手当も含めて、町の広報やホームページなどを活用し、わかりやすい制度の周知と利用促進に努めます。

放課後児童クラブでの受け入れ	放課後児童クラブで必要に応じて、支援が必要な子の受け入れを行っています。今後も職員が知識を高め、学校との連携を図りながら、受け入れ体制の充実に努めます。
----------------	--

施策4 子どもの貧困対策の推進

◆施策の方向

(1) 地域との連携による支援

地域の関係する支援機関と連携して、生活困窮世帯に必要な支援を行います。

(2) 経済的支援

安定した環境の中で教育を受けること、充実した学校生活を送ることができるよう支援を行います。

◆主な取り組み

事業名	内容
地域との連携による支援	関係する支援機関をつなぎ、分担・連携しあう体制をつくり、貧困状況にある子どもの支援を実施します。
学習・生活支援	生活困窮世帯、生活保護受給世帯の子どもを対象とした学習支援を行い、高等学校への進学を支援する事で、子どもの社会的自立の促進と、貧困の連鎖の防止を図ります。
ひとり親家庭高校入進学祝金	高校に入学する生徒をもつ、ひとり親家庭の母などに対して、経済的負担の軽減を図るために祝い金を支給します。
就学にかかる費用の助成	経済的理由により就学が困難な小・中学生に対して、学用品、通学用品、校外活動費、給食費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費など学校にかかる費用の一部を就学援助費として助成します。
生活困窮世帯への自立支援	生活困窮世帯、生活保護受給世帯の経済的自立を促進するための就労支援事業や、各種助成事業についての周知に努めます。また、把握ができていない生活困窮世帯やヤングケアラーの家庭について、いち早く情報を得られるよう、地域またはそれぞれの機関と連携し、相談体制を充実します。

基本目標5 子どもの教育環境を充実させる

◆現状と課題

子どもたち一人ひとりの多様なニーズに応じた教育環境を整えることは、地域社会全体の重要な課題です。少人数指導や地域人材を活用した総合学習、体験活動を通じて、子どもの学びを深める取り組みが進められています。一方で、地域間や学校間の連携体制の強化や、ICT 教育のさらなる活用が求められています。

また、家庭や地域の教育力を高めるためには、保護者や地域住民が主体的に子育てや教育に関わる意識を醸成し、連携を促進することが必要です。世代間交流や地域全体での子育て支援の意識啓発を通じて、子どもたちが豊かな人格を形成し、社会性を育む機会を増やしていくことが重要です。

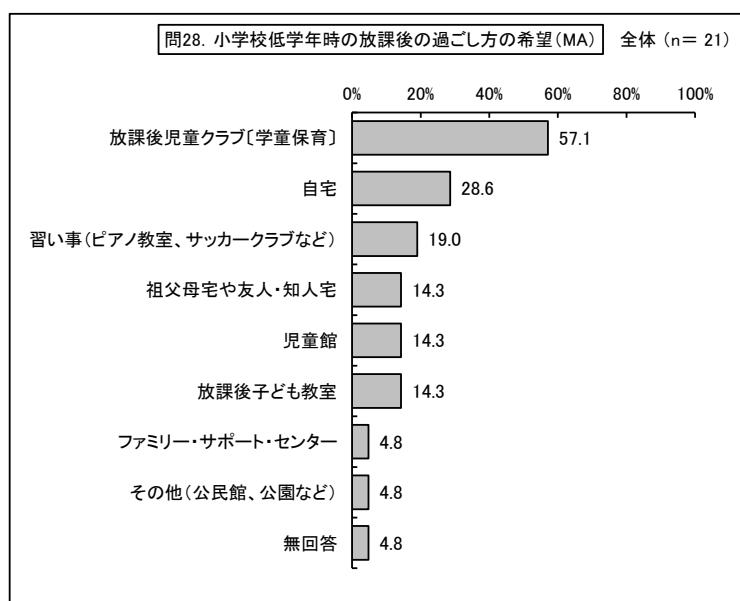
さらに、未来の親を育成する視点も欠かせません。中学生や高校生が乳幼児とふれあう体験学習や保育実習を通じて、子どもと接する経験を積むことは、将来の子育てへの意識を高める機会となります。また、インターネットや薬物など、時代の状況に即した課題についての教育や意識啓発を進めることで、次世代が健全な価値観を身につけられるよう支援を強化する必要があります。

◆町の声

「お子さんについて、小学校低学年（１～３年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。」

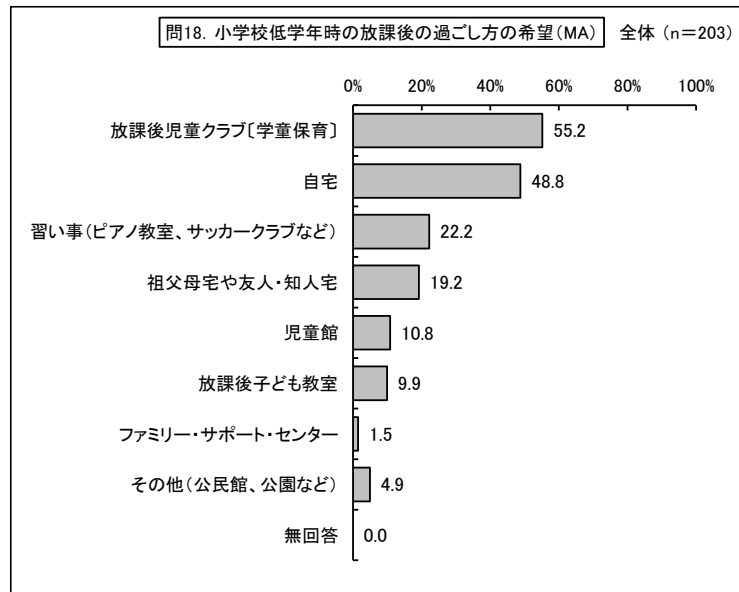
<就学前児童の保護者>

○小学校低学年時の放課後の過ごし方の希望は、「放課後児童クラブ」が約６割で最も多く、次いで、「自宅」が約３割、「習い事」が約２割となっています。



<小学生を持つ保護者>

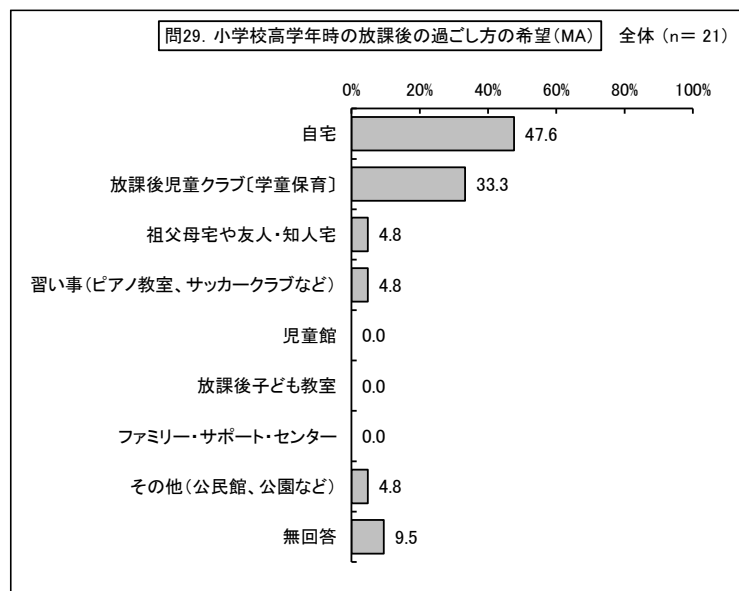
○小学校低学年時の放課後の過ごし方の希望は、「放課後児童クラブ」が約6割弱、「自宅」が約5割弱、「習い事」が約2割強となっています。



「お子さんについて、小学校高学年(4～6年生)になったら、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。」

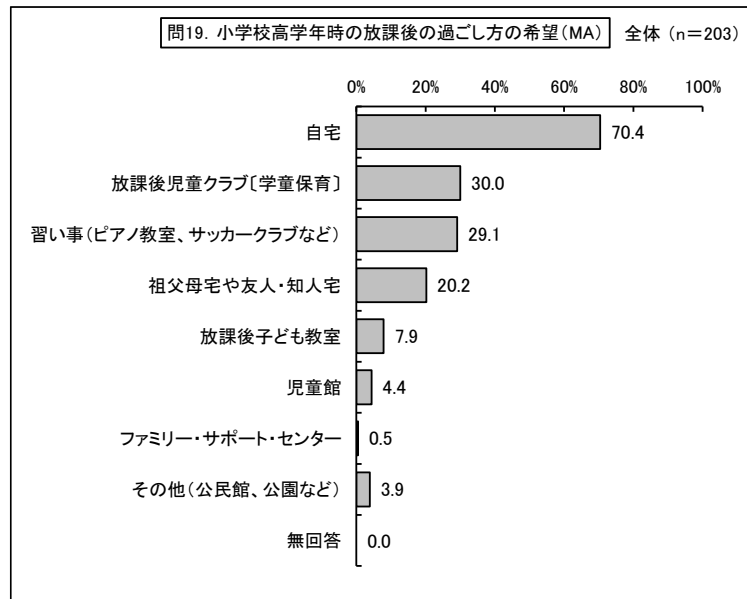
<就学前児童の保護者>

○小学校高学年時の放課後の過ごし方は、「自宅」が約5割で最も多く、次いで、「放課後児童クラブ」が約3割となっています。



＜小学生を持つ保護者＞

○小学校高学年時の放課後の過ごし方は、「自宅」が約7割で最も多く、次いで、「放課後児童クラブ」、「習い事」、「祖父母や友人・知人宅」となっています。



施策1 特色ある学校教育の充実

◆施策の方向

(1) 一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実

少人数指導により、学習や生活の両面にわたってきめ細かな指導に努めます。

(2) 地域と学校との連携・協力による多様な体験活動の推進

地域の人材を活用した総合的な学習の時間などを通じて、豊かな心の育成に努めます。

◆主な取り組み

事業名	内容
少人数指導の充実	学習や生活の両面にわたりきめ細やかな教育を行うため、県教員の加配について県に要望するとともに、町単教員の継続配置に努め、少人数指導を継続します。
子どもの心に響く道徳教育の充実	児童生徒の発達に即して、人間尊重、生命の尊さ、社会生活上のルールやモラルを学び、家庭や地域で豊かな体験を通して、生きる力を培えるように努めます。
国際理解教育の充実	小中学校でALT及び英語講師を活用して、国際理解を深めます。

地域と連携した総合学習の充実	総合的な学習の時間の中にある、地域を学習するカリキュラムについて、地域ボランティアなどの外部人材の協力を最大限に生かし、事業内容の充実を図ります。
体験学習の充実	交流活動、福祉活動、環境活動等を通じて、地域の人々との交流を行います。
部活動への外部指導者の活用	スポーツ少年団や町のスポーツ協会専門部などと連携を図り、外部指導者の活用を推進します。
通学区域の弾力運用	児童・生徒や家庭の事情により、指定校変更を認める等の弾力的な運用を実施します。
学校開放日	学校開放日を定め、年間を通じて授業を公開します。
学校の安全管理	小学校では集団登下校、小中学校に出入口門扉の整備や防犯カメラの設置、エリアサイレンの設置など安全管理の充実に努めます。また、学校と地域の連携や、教育内容の公開に支障とならない取り組みに配慮します。
学校運営協議会制度の活用	学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域一体となって、特色ある学校づくりを進めていきます。
教員の評価、配置、処遇、研修	県の方針を参考に校長の裁量のもと、適正な評価、配置等が実施されるよう、体制の充実に努めます。
ICT 教育の充実	児童生徒の学習意欲の向上や、学習内容の理解の促進を図るため、ICT 機器の導入を推進します。

施策２ 家庭や地域の教育力の向上

◆施策の方向

（１）家庭教育支援の充実

子どもの発達過程に応じて適切な子育てができるよう、家庭教育に関する情報提供や相談、学習機会を充実します。

（２）地域交流の促進

子どもの豊かな人格や心の形成、育成を促すため、地域の大人と協働しながら、さまざまな体験や交流活動を推進し、子どもの生きる力を育む環境づくりを推進します。

◆主な取り組み

事業名	内容
PTA と教職員との連携	PTA と教職員との連携を図るための講演会や情報交換会などを実施します。
地域全体で子育て家庭を支える意識啓発	愛育会活動として、虫歯予防等の意識啓発を実施します。 主任児童委員によるメディアリテラシー等の意識啓発を実施します。
世代間交流	地区愛育会や食生活改善推進員会、保健師の連携により、遊びやおやつ作り等で世代間交流を実施します。各地区にあるいきいきサロンの訪問、保育所への招待なども行い、世代間交流を推進します。
保育所、幼稚園、小学校間の連携	保護者・教職員・保育士間の連携が取れるよう、セミナーや教室、講座を開催し、相互の連携体制の確立に努めます。

施策3 未来の親の育成

◆施策の方向

(1) 乳幼児とふれあう機会の確保

中学生が乳幼児とふれあう機会の確保に努めます。

(2) 青少年健全育成の推進

多くの大人たちが、地域子どもたちに温かい目を向ける気運を高め、健全育成に向けた取り組みを進めます。

◆主な取り組み

事業名	内容
保育実習の体験学習	保育所での体験学習などを実施し、中学生が乳幼児とふれあう機会を設けます。
青少年育成富士川町民会議	青少年育成富士川町民会議によるあいさつ運動、白ポストの設置、夏期の休業中の夜間パトロール、有害雑誌やDVDについての立入調査を実施します。 また、インターネットや薬物対策など、時代の状況に即した青少年健全育成に努めます。

基本目標6 安心して子育てできる環境をつくる

◆現状と課題

地域全体で子どもたちの安全と安心を確保するためには、公共交通の利便性向上や遊び場の整備、居住環境の向上が重要です。安全で安心して遊べる環境を整えることで、子どもたちは遊びを通して創造性や社会性を育むことができます。また、子育て世帯が安心して定住できる環境づくりとして、良好な賃貸住宅や宅地の供給も欠かせません。

交通事故防止や通学路の安全対策に向けては、歩道の整備・改良や交通安全教育の充実が必要です。特に、子どもや親子連れが安全に移動できるよう、歩道の拡幅やバリアフリー化を計画的に進めることが求められます。さらに、チャイルドシートや自転車用ヘルメットの普及促進も重要な課題です。

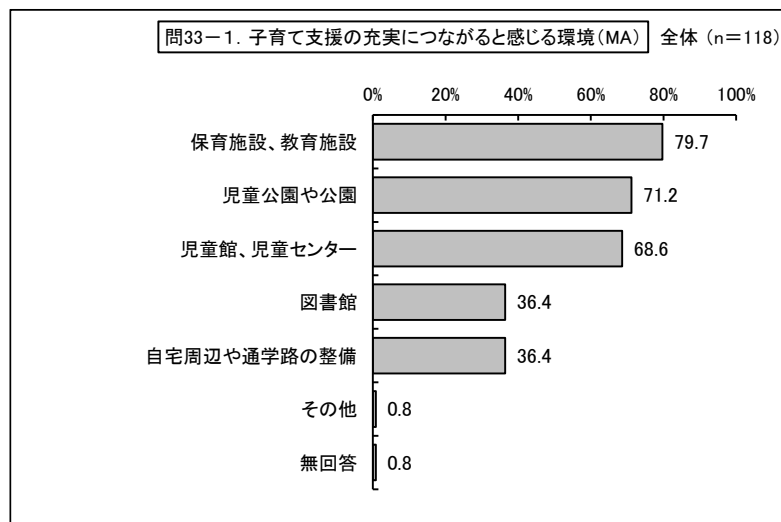
犯罪のリスクから子どもを守るためには、地域全体での防犯意識の向上や、ふれあい110番の家の活動支援が有効です。地域と連携し、防犯ブザーの活用や登下校時の見守り活動を通じて、子どもたちが安心して日常生活を送れる環境を整備することが求められています。これらの取り組みを通じて、地域全体で子どもを見守り育てる仕組みをさらに強化していく必要があります。

◆町の声

「どのような環境が子育て支援の充実につながると感じますか。また、その理由を教えてください。」

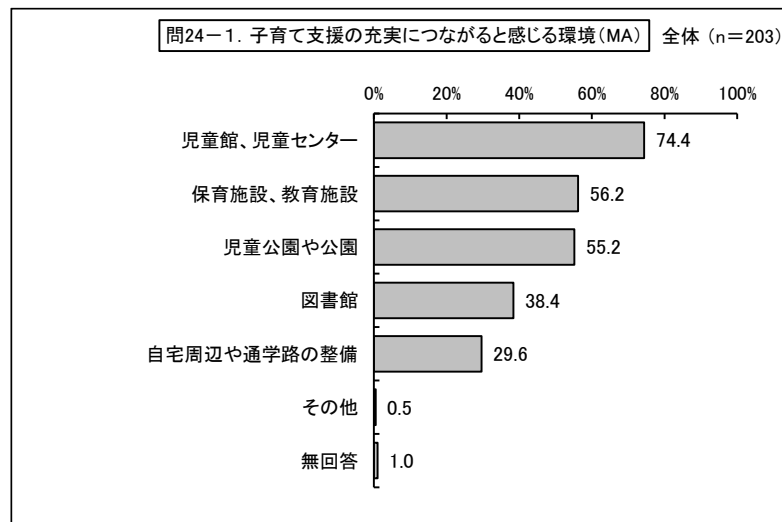
＜就学前児童の保護者＞

○子育て支援の充実につながる環境として、「保育施設、教育施設」が約8割、「児童公園や公園」が約7割強、「児童館、児童センター」が約7割、「図書館」や「自宅周辺や通学路の整備」がそれぞれ約4割弱となっています。理由としては、子ども同士の交流の場として、親同士の情報交換の場としての必要性が挙げられ、さらに安全で安心して過ごせる環境の提供が求められています。他には、地域の誰かが子どもを見てくれる雰囲気や古い家の整備、運動機能や社会性の向上のための施設の必要性が強調されています。



＜小学生を持つ保護者＞

○子育て支援の充実につながる環境として、「児童館、児童センター」が最も多く、約7割強。次いで、「保育施設、教育施設」「児童公園や公園」がそれぞれ約6割弱、「図書館」が約4割弱、「自宅周辺や通学路の整備」約3割となっています。理由としては、友達や大人とのふれあい、地域との交流、親同士の情報交換、安全で安心して過ごせる場所の提供、子どもの社会性や運動機能の向上、親の就労支援などが挙げられています。他には、施設の利用の手軽さや申請の手間、現状の施設の充実度、子ども同士の交流の場、家庭だけでは補えない教育や支援の必要性、地域全体での子育て支援などが重要視されています。



施策1 安心して暮らせるまちづくり

◆施策の方向

(1) 公共交通の確保と地域施設の整備

安全・安心で気軽に外出できる手段の確保に加え、スポーツ施設など地域の公共施設を活用し、スポーツやコミュニティ活動を支える環境の整備を推進します。

(2) 遊び場やスポーツ環境の整備

子どもが遊びやスポーツを通じて創造性や社会性、協調性を身につけ、豊かな人間関係の基礎を築くことができるよう、町内の体育館や公園などの施設整備と維持管理を計画的に実施します。

(3) 良好な居住環境の確保

良好な賃貸住宅を供給します。また、良好な宅地供給を図ることで、子育て世帯の定住確保につなげます。

◆主な取り組み

事業名	内容
道路、公園、公共施設、公共交通機関、公的建築物等における段差解消等のバリアフリー化	歩道や、公園施設等のバリアフリー化を目指します。
防犯灯・道路灯の整備	防犯灯や道路灯は、新設や改良した道路と区からの要望があった場所に、計画的に設置を推進します。
安心して遊べる環境づくり	町内の公園などを計画的に管理・修繕し、充実した時間が過ごせる公園として、また子どもや親子連れが、安心して遊べる環境づくりに努めます。
社会体育施設の整備	生涯において、定期的かつ継続的に、スポーツに親しむことができる施設の整備を、計画的に進めます。
良好なファミリー向け賃貸住宅の供給支援	町営住宅は、大久保団地・若宮団地・梅林第2団地・梅林第3団地・梅林第4団地で、118戸あり、町有住宅は、青柳町団地・鰻沢団地で、159戸あります。それぞれ住戸改善に努めます。
良好な宅地供給による子育て世帯の定住確保	公営住宅長寿命化計画において、用途廃止になっている団地については、跡地利用の検討を行い、分譲地としての活用を推進します。
定住奨励金補助事業	町内に土地を求め住宅を建築して定住を開始した者に、申請により固定資産税相当額を5年間補助し、定住を促進して、人口の増加及び地域の活性化を図ります。

施策2 交通安全対策の推進

◆施策の方向

(1) 交通事故防止対策の推進

警察署や関係団体と連携し、交通事故防止対策を推進します。

(2) 歩道整備・改良の推進

歩道の拡幅や、バリアフリー化を計画的に進めます。

(3) チャイルドシート着用の推進

チャイルドシートの正しい使用方法や、その効果を啓発するとともに、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めます。

◆主な取り組み

事業名	内容
交通安全教育	鯉沢警察署、交通指導員、交通安全母の会などの協力のもと、園児・児童・保護者を対象に交通安全教室を実施します。
スクールゾーンの点検	通学路の安全点検、パトロールを保護者及びスクールガードリーダー・スクールガードで実施します。また、通学路のカラー化を実施します。
子ども、親子連れのための幅の広い歩道の整備	交通安全の観点から、町内の整備必要箇所を検討し、歩道の新設や拡幅整備に努めます。
チャイルドシート・自転車用ヘルメット購入費補助	交通安全対策事業として、購入費の補助により、着装・着用の向上に努めます。

施策3 子どもたちの安全確保

◆施策の方向

(1) 犯罪等の被害から子どもを守るための活動の推進

警察署や関係機関との連携により、子どもが犯罪の被害に遭わないまちづくり、地域づくりを推進します。

(2) ふれあい110番の家の活動充実

ふれあい110番の家になっている町民が行う、登下校時のあいさつ運動や、自主的な防犯活動を支援します。

◆主な取り組み

事業名	内容
犯罪に関する情報提供	鯉沢警察署からの情報提供を受け、防災行政無線や、町広報、チラシ等で周知します。学校においては、保護者への安心安全メールで周知します。
防犯ブザーの配布	町内小学校児童全員に防犯ブザーを配布します。
ふれあい110番の家連絡会	「地域の子は地域で守り育てる」を目標に、ふれあい110番の家連絡会を開催、地域・PTAなどと情報や意見の交換をし、地域の防犯意識の向上に努めます。また、登下校時のあいさつ運動や自主防犯活動等の支援をし、活動の輪を広げます。
防災教育の充実	自然災害や火災などの際に、自身の安全を確保する、防災教育を推進します。

第5章 子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 基本的な考え方

1) 児童人口の推計

令和7年～11年までの5年間の人口推計では、0～5歳児、6～11歳児ともに減少傾向での推計結果となっています。

(人)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0歳	59	57	57	55	53
1歳	56	63	61	61	59
2歳	73	58	65	63	63
3歳	60	73	58	65	63
4歳	94	60	75	58	65
5歳	87	96	62	77	60
6歳（1年生）	95	89	99	64	79
7歳（2年生）	88	95	89	99	64
8歳（3年生）	94	90	97	91	101
9歳（4年生）	93	96	92	99	93
10歳（5年生）	98	93	96	92	99
11歳（6年生）	116	99	94	97	92
計	1,013	969	945	921	891

※直近5年間（令和2年度から令和6年度）の住民基本台帳の人口をベースに、コーホート変化率法を用いた推計

2) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地域の状況（人口や交通事情、地理的な条件、施設の整備状況など）を勘案して、教育や保育に関するサービスの提供エリアを各市町村で設定するものです。

現在、町では幼稚園や保育所施設サービスは行政区や学校区に関わらず、町内全域で利用されています。また、地域子ども・子育て支援事業（ファミリーサポート事業・地域子育て支援拠点事業など）においても町内全域を対象として展開しています。地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育など）は、現在町内にはありませんが、今後新設される場合の対象区域も町内全域が想定されます。

また、児童人口の推計においても子ども数は減少傾向の推移であるため、町内全域を一区としてサービス提供の目標値を定めます。

3) 給付制度と教育・保育給付認定、施設等利用給付認定について

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を利用する際に必要な経費の一部が給付費として支給される仕組みが導入されています。これは、就学前児童の教育・保育の充実を図るため、保育所や認定こども園、幼稚園、小規模保育施設等の給付対象施設を利用する場合に適用されます。

また、令和元年 10 月に開始された幼児教育・保育の無償化により、新制度に移行していない幼稚園（未移行幼稚園）についても、市町村の確認を受けた施設であれば利用費が給付されるようになりました。この無償化は、すべての 3 歳から 5 歳児及び 0 歳から 2 歳の住民税非課税世帯の子どもを対象としています。

給付費や利用費を受けるには、町の「教育・保育給付認定」または「施設等利用給付認定」を取得する必要があります。認定に際しては、児童の年齢や保護者の就労状況、保育の必要性等を基に審査が行われます。この認定を通じて、家庭や子どもたちが適切な教育・保育を受けられるよう支援を進めています。

「教育・保育給付認定」

1 号認定（教育標準時間認定）

子どもが満 3 歳以上で、教育を希望する場合

（幼稚園、認定こども園（幼稚園））

2 号認定（保育認定）

子どもが満 3 歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合（町立・私立保育所、認定こども園など）

3 号認定（保育認定）

子どもが満 3 歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合（町立・私立保育所、認定こども園など）

「施設等利用給付認定」

新 1 号認定 満 3 歳以上で、新 2 号・新 3 号認定以外の子ども

（幼稚園・特別支援学校など）

新 2 号認定 満 3 歳に達する日以後、最初の 3 月 31 日を経過した子どもで「保育の必要な事由」に該当し、預かり保育事業などを希望する場合

（幼稚園・特別支援学校・認定こども園など）

新 3 号認定 満 3 歳に達する日以後、最初の 3 月 31 日までの市町村民税非課税世帯の場合

（幼稚園・特別支援学校・認定こども園など）

2号・3号認定の場合の「保育標準時間」と「保育短時間」の利用区分

「保育標準時間」利用

保護者の勤務時間が月 120 時間以上を想定した保育利用時間で、11 時間の利用が可能。

「保育短時間」利用

保護者の勤務時間が月 48 時間以上を想定した保育利用時間で、8 時間の利用が可能。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設

(1) 1号、2号認定(3～5歳児)

【令和6年度の見込み】

1号認定

幼稚園を利用している方は、18人とほぼ昨年並みです。

2号認定

保育所に通う3歳以上児は、172人とほぼ昨年並みです。今後途中入所が増えても受け入れができる状態です。

【量の見込みと確保方策】

1号認定

町内には、新制度に移行した幼稚園や認定子ども園がないため、入所希望者は、町外の施設を利用しています。

2号認定

現在の教諭数及び保育士数で、定員に空きがある状態なので、今後途中入所が増えても受け入れができる状態です。

(人)

			7年度		8年度		9年度		10年度		11年度	
			1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定	1号 認定	2号 認定
①量の見込み (必要利用定員総数)			20	214	18	205	11	180	12	184	10	175
②確保 方策	特定教育・ 保育施設 (町内・ 町外)	幼稚園・ 認定こども園	20	24	18	20	11	15	12	19	10	15
		保育所	-	190	-	185	-	165	-	165	-	160

(2) 3号認定

【令和6年度の見込み】

保育所に通う0歳児は14人、1～2歳児は117人、町立保育園では0歳児年度途中の入園は、定員超過により入園ができない状況ですが、1～2歳児は園により入園可能です。

【量の見込みと確保方策】

0歳児、1歳児、2歳児のニーズ量は増加傾向にあり、現状を上回るニーズ量が見込まれる場合については、保育士を増員するなどし、スムーズに対応していきます。

- ・0歳児は町内では天神ゆずっこ保育園、青柳そらっこ保育園、たんぽぽ子どもの家で受入

(人)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	0歳	0歳	0歳	0歳	0歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	19	18	18	16	15
②確保方策 特定教育・保育施設等 (町内・町外)	19	18	18	16	15
③保育利用率 (0歳児の推計児童総数のうち、 ニーズ量の割合)	32%	30%	30%	27%	25%

- ・1～2歳児は町内では全町立保育園、たんぽぽ子どもの家で受入

(人)

	7年度		8年度		9年度		10年度		11年度	
	1歳	2歳	1歳	2歳	1歳	2歳	1歳	2歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	53	57	54	48	54	52	54	51	54	51
②確保方策 特定教育・保育施設等 (町内・町外)	53	57	54	48	54	52	54	51	54	51
③保育利用率 (1・2歳児の推計児童総数の うち、ニーズ量の割合)	94%	78%	96%	65%	96%	71%	96%	69%	96%	69%

2) 特定子ども・子育て支援施設等

(1) 新1号、新2号、新3号認定(満3～5歳児)

【令和6年度の見込み】

新1号認定

幼稚園を利用している方は、16人(町内児童のみ)とほぼ昨年並みです。

新2号認定

幼稚園を利用しながら、預かり保育事業等を利用している方は、19人とほぼ昨年並みです。

その他、町外の幼稚園や認定子ども園などを利用している方は10人です。

新3号認定

幼稚園を利用しながら、預かり保育事業等を利用している方は、0人とほぼ昨年並みです。

【量の見込みと確保方策】

現在の教諭数で、定員に空きがある状態なので、今後途中入所が増えても受け入れができる状態です。町内唯一の幼稚園なので、今後も現状を上回るサービス量を確保していきたいと考えています。

3) 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業

【事業の概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。

【令和6年度の見込み】

延長保育利用数は38人です。今後、現状のニーズ量を維持すると見込まれます。

【量の見込みと確保方策】

現在は町内3か所（天神ゆすっこ保育園、青柳そらっこ保育園、たんぽぽ子どもの家）の保育所で延長保育事業の対応をしていますが、ニーズに応じて対応できる保育所数を増やすことや、開所時間を延ばすことを検討していきます。

(人)

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
① 量の見込み (実数)		38	38	38	38	38
② 確保方策	実人数	38	38	38	38	38
	施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

（２）一時預かり事業

○幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業

【事業の概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主として、昼間に、認定こども園、幼稚園において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（峽南幼稚園）

【令和６年度の見込み】

前年より利用者が増加傾向にあり、2,123 名程度が見込まれます。（長期休暇含む）

【量の見込みと確保方策】

令和６年度並みの利用数が今後続くと思われますが、現在の教諭数で受け入れが可能です。

		(人)				
		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
①量の見込み (延べ人数)		2,130	2,130	2,130	2,130	2,130
②確保方策	延べ人数	2,130	2,130	2,130	2,130	2,130
	施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

○保育所、地域子育て支援拠点事業を対象とした一時預かり事業

【事業の概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、町立保育所、ファミリーサポート事業において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業

【令和６年度の見込み】

保育所が 15 名、ファミリーサポート事業が 80 名で合わせて 95 名程度の利用が見込まれます。

【量の見込みと確保方策】

令和６年度並みの利用数が続く想定していますが、利用者数が増加した場合においても、保育所の一時預かりやファミリーサポート事業の充実を図りながら対応します。また、ファミリーサポート事業においては、ニーズの増加傾向に対応するため、預かることができる人（まかせて会員）に対する町のサポート体制を順次見直し、安心してまかせられる会員活動ができるよう支援するとともに、本事業の趣旨の周知を図り養成講座受講者の増員を図ります。

(人)

			7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
① 量の見込み(延べ人数)			107	106	106	106	106
② 確保方策	合計	延べ人数	107	106	106	106	106
	一時預かり (町立保育園)	延べ人数	27	26	26	26	26
		施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	ファミリーサポート事業 (延べ人数)		80	80	80	80	80

(3) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【事業の概要】

保育所や幼稚園等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の子どもを対象に、保護者の就労要件に関係なく、月一定時間までの利用枠内で、保育所等を時間単位で柔軟に利用できる事業

【令和6年度の見込み】

令和8年度からの運用のため、件数は0名です。

【量の見込みと確保方策】

令和8年度からの事業開始に向けて、受け入れ体制の準備を進めます。

(人)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
① 量の見込み(延べ人数)	0	7	7	7	7
② 確保方策(延べ人数)	0	7	7	7	7

（４）子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）（就学児のみ）

【事業の概要】

預けたい人（おねがい会員）と預かることができる人（まかせて会員）を会員として、相互援助活動を行うための連絡、調整を行う事業

【令和６年度の見込み】

核家族化が進む中、預けたい人（おねがい会員）は年々増加しており、令和６年度は昨年と同様の依頼件数が見込まれます。特に就学児については、塾や習い事等に定期的に通う子どもの利用があります。

【量の見込みと確保方策】

前記（２）と同様です。

	(人)				
	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
① 量の見込み（延べ人数）	40	40	40	40	40
② 確保方策（延べ人数）	40	40	40	40	40

（５）地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

児童センターで、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

【令和６年度の見込み】

子育てをしている方の親同士の出会いの場と交流の場であり、子どもたちが自由に遊び関わ合う場として、利用者は増加しています。令和６年度も増加しています。

【量の見込みと確保方策】

少子化核家族化が進む中、相談支援の拠点として児童センター機能はますます重要となっています。富士川町児童センター内に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたり地域の関係機関が必要な情報を共有し連携して、切れ目ない支援を実施し更なる充実を図ります。

	(人)				
	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
① 量の見込み（延べ人数）	6,500	6,500	6,500	6,400	6,400
② 確保方策（延べ人数）	6,500	6,500	6,500	6,400	6,400

（６）妊婦等包括相談支援事業

【事業の概要】

妊婦やその配偶者等を対象に、面談等を通じて必要な情報提供や相談対応を行い、個々のニーズに応じて必要な支援へとつなげる伴走型の相談支援を実施する事業

【令和６年度の見込み】

全妊産婦に対して、伴走型支援を実施しています。

【量の見込みと確保方策】

母子健康手帳交付時、妊婦訪問時、新生児訪問時に個々の状況に合わせた支援を行ないます。里帰り出産等で遠方で生活されている方には、居住地に訪問依頼し、対象者が安心して子育てできるよう支援します。

		７年度	８年度	９年度	１０年度	１１年度
① 量の見込み	妊娠届出数	59 組	57 組	57 組	55 組	53 組
	１組あたり面談回数	３回	３回	３回	３回	３回
	面談実施合計回数	177 回	171 回	171 回	165 回	159 回
② 確保方策	こども家庭センター又は代替拠点	-	171 回	171 回	165 回	159 回
	上記以外で委託	-	-	-	-	-

（７）産後ケア事業

【事業の概要】

出産後 １年以内の母子を対象に、母親の心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業

【令和６年度の見込み】

希望する産婦全員が利用できるよう、事業の周知を行っています。

【量の見込みと確保方策】

母子健康手帳交付時から事業の周知を行い、必要な方にタイムリーに利用していただけるよう努めます。

（人）

	７年度	８年度	９年度	１０年度	１１年度
① 量の見込み（延べ人数）	３	３	３	２	２
② 確保方策（延べ人数）	３	３	３	２	２

（８）乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要】

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

【令和６年度の見込み】

出生児のいる家庭を全て訪問できる見込みで事業を継続中です。

【量の見込みと確保方策】

今後も全ての乳児の家庭を訪問します。

（人）

	７年度	８年度	９年度	１０年度	１１年度
① 量の見込み（実人数）	59	57	57	55	53

（９）養育支援訪問事業

【事業の概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

【令和６年度の見込み】

昨年度、利用家庭はありませんでした。今後も、個別に関わる中で、必要な家庭には利用を勧めます。

【量の見込みと確保方策】

産後の不安定な時期には、だれでも養育支援が必要になる可能性があります。いつでも、迅速に支援できるよう、健診等の機会を利用して、子どもと養育者の状況把握に努めます。

（人）

	７年度	８年度	９年度	１０年度	１１年度
① 量の見込み（実人数）	1	1	1	1	1

（１０）妊産婦健康診査事業

【事業の概要】

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施、また産婦に対して、①母体の身体的機能の回復、②授乳状況及び精神状態の把握をし、産後うつ予防及び早期発見並びに新生児への虐待を予防することを目的に、健康診査を実施するとともに、妊娠期間中及び産後の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

【令和６年度の見込み】

全ての妊産婦が本事業を利用しています。１人につき、１４回、産婦２回の健康診査の助成をしています。

【量の見込みと確保方策】

推計出生児数と同数で妊婦の実人員を見込んでいます。

全ての妊婦を対象に、母子ともに健康で出産できるよう、生活指導をするとともに、健康診査の受診を促します。

（人）

	７年度	８年度	９年度	１０年度	１１年度
①量の見込み（実人数）	118	114	114	110	106
（妊婦健診回数）	826	798	798	770	742
（産婦健診回数）	118	114	114	110	106

（１１）放課後児童健全育成事業

【事業の概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

【令和６年度の見込み】

児童数は減少していますが、核家族化及び共働き家庭が増加しているため、児童クラブ利用の割合は増加しています。

【量の見込みと確保方策】

今後も基準に沿った放課後児童クラブの運営にあたって、教室数及び支援員数の適正化を図っていきます。

（人）

		７年度	８年度	９年度	１０年度	１１年度
① 量の見込み	１年生	50	50	50	50	50
	２年生	50	50	50	50	50
	３年生	50	50	40	40	40
	４年生	25	25	30	35	35
	５年生	15	15	20	25	25
	６年生	10	10	10	10	10
② 確保方策		200	200	200	210	210

(12) 病後児保育

【事業の概要】

町内医療機関と連携して実施し、病気の回復期であって、集団生活が困難な期間、保育を行う事業

【令和6年度の見込み】

ひとり親家庭及び共働き家庭が増加していることから、今後も需要が見込まれます。

【量の見込みと確保方策】

利用者が増加傾向にあり、今後も利用者の増加が見込まれますが、現在の保育士数で受け入れが可能です。

(人)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
① 量の見込み（延べ人数）	25	25	25	25	25
② 確保方策（延べ人数）	25	25	25	25	25

（１３）利用者支援事業

【事業の概要】

専門性を生かした「母子保健型」及び、より住民に密着した「基本型」が連携し、地域の関係機関とも必要な情報を共有する中で、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目ない支援を実施する事業。

【令和６年度の見込み】

母子保健型に加え、基本型の支援事業を開始し、２施設で運営しています。今後も、連携し個にあった支援をしていきます。

【量の見込みと確保方策】

妊娠期から、子育て期にわたり、継続して支援できるよう、職員の研修をすすめ、２施設が連携しそれぞれの専門性を生かし、支援に努めます。

		７年度	８年度	９年度	１０年度	１１年度
① 量の見込み	基本型	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
② 確保方策	基本型	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

		７年度	８年度	９年度	１０年度	１１年度
① 量の見込み	母子保健型	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
② 確保方策	母子保健型	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

※母子保健型は、令和８年度にこども家庭センター型（母子保健機能）に移行見込みです

第 6 章 推進体制

第6章 推進体制

1 推進体制

本計画は、次の点に留意して推進します。

1) 教育・保育事業等の確保体制

○認定こども園について

現在、町内に認定こども園はありませんが、認定こども園への移行を希望する施設がある場合には、移行支援を行います。

○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割等について

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援の提供が重要です。そのため、幼稚園教諭や保育士等の研修をさらに充実させ、資質の向上を図り、幼稚園・保育所・小学校の連携を深めるための環境を整えます。

また、子育てを地域で支える子育てネットワークの充実を図るとともに地域の組織や団体への支援や育成に努めます。

2) 庁内における推進体制の充実

本計画の推進にあたっては、全庁的な取り組みを基本とし、各年度においてその実施状況を点検・把握しながら、実情に応じた臨機応変な対応を、各部署や関係機関との連携のもとに推進します。

3) 住民参加による計画の推進

この計画を推進するうえでは、住民の理解と参加が不可欠です。

この計画の実施状況等に係る情報を、少なくとも毎年1回、広報やホームページ等で、住民にわかりやすく周知し、情報を共有することで、広く意見や提言をしやすい環境づくりに努め、住民の参加と協力が得られる体制の整備を図ります。

4) 子ども・子育て会議の設置

本町における子ども・子育て支援事業計画の推進に関し、住民の意見や提言を反映させるため、「子ども・子育て会議」を設置します。

この会議において、この計画の進捗状況等の点検・管理を行い、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることとします。

2 計画推進の役割

1) 行政の役割

- 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、庁内はもとより関係機関との連携のもとに取り組みを推進します。
- 住民ニーズを把握し、柔軟な発想で計画を推進します。
- 地域や社会が保護者に寄り添えるよう関係機関をつなげるコーディネートをし、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる支援に努めます。

2) 家庭の役割

- 家庭や子育てのあり方、少子化への理解を進め、親子のきずなを深めるとともに、安らぎの場としての家庭づくりに努めましょう。
- しつけ、扶養、家事、介護など、互いに助け合いながら、家族一人ひとりが責任を果たしましょう。

3) 保育所・幼稚園・学校の役割

- 専門的な知識や施設を利用して、子どもの健やかな成長をはぐくむ教育、保育の充実に努めます。
- 地域社会と連携し、地域における子育て支援機関としての役割を、これまで以上に果たします。

4) 地域の役割

- 子どもは未来を担う、かけがえのない宝であるとの認識のもと、地域ぐるみで子どもの成長や子育てを支援しましょう。
- 各種の地域団体を中心にしながら、子どもの健全育成に関する活動を積極的に展開しましょう。

5) 企業の役割

- 子育てと仕事の両立支援に取り組み、ゆとりのある働き方を保障する労働環境の整備を進めましょう。
- 地域社会の一員として、地域社会への貢献と参画を、より一層進めましょう。

付 - 資料編

関係条例
策定経過
会議委員名簿

資料1 会議設置条例

○富士川町子ども・子育て会議条例

平成25年9月24日

条例第40号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条において「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、富士川町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第3条 会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- （1）子どもの保護者
- （2）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （3）子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- （4）関係行政機関の職員
- （5）その他町長が適当と認める者

（委員の任期）

第4条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 会議に、会長及び副会長各1人置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は会務を総理し、会議を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

（議事）

第6条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(会議の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続きその他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年富士川町条例第46号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則(令和5年12月15日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 策定経過

子ども・子育て会議

	概要
令和5年7月25日	令和5年度 第1回子ども・子育て会議 ○子ども・子育て支援事業の概要
令和6年1月31日	令和5年度 第2回子ども・子育て会議 ○第3次子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査内容検討
令和6年1月～4月	○第3次子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査実施 対象者：町内に居住している未就学児・小学生の保護者
令和6年6月20日	令和6年度 第1回子ども・子育て会議 ○子ども・子育て支援事業の概要
令和6年8月27日	令和6年度 第2回子ども・子育て会議 ○第3次子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査結果報告
令和6年12月17日	令和6年度 第3回子ども・子育て会議 ○第3次子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和7年1月上・中旬 ～1か月間	パブリックコメントの実施

庁内検討委員会

	概要
令和6年5月10日	庁内検討会 ○各種事業の進捗状況について
令和6年5月31日	庁内検討会 ○各種事業の課題抽出
令和6年9月20日	庁内検討会 ○子ども・子育て支援事業計画見直し及び新規事業追加
令和6年11月28日	庁内検討会 ○第3次子ども・子育て支援事業計画素案校正

課内検討会

	概要
令和6年4月26日	打ち合わせ ○第3次子ども・子育て支援事業計画の見直しについて
令和6年5月29日	打ち合わせ ○各種事業の進捗状況について
令和6年6月14日	打ち合わせ ○第1回子ども・子育て会議打ち合わせ
令和6年8月16日	打ち合わせ ○第2回子ども・子育て会議打ち合わせ
令和6年11月20日	打ち合わせ ○第3次子ども・子育て支援事業計画見直し案について
令和6年11月25日	打ち合わせ ○第3次子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和6年12月10日	打ち合わせ ○第3次子ども・子育て支援事業計画（素案）について

資料3 富士川町子ども子育て会議委員名簿

(順不同・敬称略)

団体・役職等	氏 名
保護者	大森 仁美
保護者	輿石 なお
保護者	保坂 伸也
保護者	清水 幸子
保護者	安江 静香
保護者	越石 美枝
保護者	宮崎 真知子
子育て支援事業主（たんぽぽ子どもの家）	海野 輝男
子育て支援事業主（峡南幼稚園）	◎徳田 諭
学識経験者	○齋藤 光江
増穂小学校長	早川 卓也
増穂南小学校長	笠井 里香
鰺沢小学校長	山本 摂
地域の子育て支援活動者	小林 はつね
地域の子育て支援活動者	杉 智津
行政（教育長）	古屋 三千雄
行政（カウンセラー）	井上 勝巳
行政（鰺沢さくらっこ保育園所長）	窪田 あずさ
行政（児童館長）	溝口 紀代美

◎会長 ○副会長

ふじかわ子ども・子育てプラン

(第三次富士川町子ども・子育て支援事業計画)

(令和7年度～令和11年度)

発行 富士川町

編集 富士川町子育て支援課

〒400-0592 山梨県南巨摩郡富士川町天神中條1134

TEL 0556-22-7221 FAX 0556-22-7261

発行 令和7年 3月
